

平成28年8月9日開会
平成28年8月10日閉会
(臨時第3回)

うきは市議会会議録

うきは市議会

目 次
第1号（8月9日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸 報 告	5
議案上程	6
市長の提案理由説明	6
選挙第62号	11
議案第72号	13
議案第64号	27
議案第65号	29
議案第66号	30
議案第67号	31
議案第68号	34
議案第69号	36
議案第70号	45
議案第71号	46
議案質疑（議案第63号）	48
議案の委員会付託	96
散 会	96

第2号（8月10日）

議事日程	98
本日の会議に付した事件	98
出席議員	98
欠席議員	98
事務局職員出席者	99
説明のため出席した者の職氏名	99
開 議	99
議案第63号	99
議案第72号	106
閉 会	111
署 名	112

うきは市告示第60号

平成28年第3回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年8月2日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 平成28年8月9日（火）午前9時
 - 2 場 所 うきは市議会議場
-

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鑑水 英一君
熊懐 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

○8月10日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第3回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

平成28年8月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年8月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(議案第62号から議案第72号まで11件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)
- 日程第7 議案第72号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第64号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第65号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第66号 平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第67号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第68号 平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第69号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第70号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第71号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案質疑(議案第63号)

日程第 17 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸報告（諸般の報告・行政報告）
- 日程第 4 議案上程（議案第 6 2 号から議案第 7 2 号まで 1 1 件）
- 日程第 5 市長の提案理由説明
- 日程第 6 議案第 6 2 号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）
- 日程第 7 議案第 7 2 号 うきは市新川田竈滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 6 4 号 平成 2 8 年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 5 号 平成 2 8 年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 6 7 号 平成 2 8 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 6 8 号 平成 2 8 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 6 9 号 平成 2 8 年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 7 0 号 平成 2 8 年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 7 1 号 平成 2 8 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案質疑（議案第 6 3 号）
- 日程第 17 議案の委員会付託
-

出席議員（15名）

1番	岩淵	和明君	2番	鑓水	英一君
3番	熊懷	和明君	4番	中野	義信君
5番	佐藤	湛陽君	6番	上野	恭子君
7番	江藤	芳光君	8番	伊藤	善康君
9番	諫山	茂樹君	10番	岩佐	達郎君
11番	大越	秀男君	12番	高山	敏枝君
13番	三園	三次郎君	14番	藤田	光彦君
15番	櫛川	正男君			

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	熊懷	洋一君	記録係長	浦	聖子君
記録係	伊藤	諒平君			

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木	典雄君	副市長	吉岡	慎一君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	石井	好貴君
総務課長	楠原	康成君	会計管理者	田邊	敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長				瀧内	教道君
企画財政課	金子	好治君	税務課長	宇野	弘君
徴収対策室	段野	弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長				安元	正徳君
生涯学習課	瀧内	英敏君	保健課長	増岡	寿君
福祉事務所長	秦	克之君	住環境建設課長	江島	高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長				熊谷	泰次君

うきはブランド推進課長 田籠 正規君
水資源対策室長 高木新一郎君 学校教育課長 内藤 一成君
浮羽市民課長 山田 昭紀君 自動車学校長 今村 一郎君
総務法制係長 大石 恵二君 財政係長 高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○議長（櫛川 正男君） 開会前ではございますが、皆さまへ御協力のお知らせをいたします。

本日は長崎平和の日のため午前11時02分にサイレン吹鳴が行われます。時間になりましたら、その場で起立の上、1分間の黙禱をお願いいたします。

以上です。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

これから、平成28年第3回うきは市議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番、江藤芳光議員、8番、伊藤善康議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日9日と明日10日の2日間をしたいと思っております。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9日と明日10日の2日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。議長より諸般の報告をいたします。

議会構成において、厚生文教委員長長の辞任に伴い7月1日から厚生文教常任委員長が岩淵

和明議員に、副委員長が上野恭子議員に変更がっておりますので、報告しておきます。また、それに伴い、議会運営委員も交替しておりますので併せて報告します。以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたらこれを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） ありません。

○議長（櫛川 正男君） これで諸報告を終わります。

日程第4．議案の上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第62号から議案第72号まで11件を上程します。

日程第5．市長の提案理由の説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。本日、第3回うきは市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず、御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の市長選挙におきましては、市民の皆様から御信任をいただき、再び市政の舵取りを務めさせていただくことになりました。改めて責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

今回の市長選挙は、全国初の18歳選挙となり、全国から注目される選挙となりました。選挙期間中、選挙権年齢の引き下げが70年ぶりに行われた意義を訴えてまいりましたが、今後も特に、うきは市の高校を対象に再度しっかりとその意義の説明に努めていくとともに、全身全霊で職務を務めさせていただく所存であります。

私は、1期目の就任にあたり「うきは市に元気と幸せを！つながろう うきは」をスローガンにまちづくりを進めてまいりました。まだまだ、多くの課題が山積みしておりますが、その信念はいささかも変わりありません。

今後のまちづくりを進めるにあたっては、これまで気づかなかつたうきはの素晴らしさを実感し、新しい価値観を持って、日々の生活を送ることができる社会を形成することが重要であります。

うきはの新しい価値観は、うきはの日常の中に存在していると思います。弥生、古墳時代から農村社会が形成され、良質な土壌や地勢、気候に恵まれ、人々が生活し、そして現在に至ったうきは市は、ほかの地域にはない優位性を持った地域であるといえます。

そこで、うきはの今あるものを活かしたまちづくり、人と地域資源を活かしたまちづくりを重点的に進めてまいります。

まず、人については、自治協議会を中心とした、地域コミュニティの創造的再生を通して、誰もが心身ともに健康で、幸せを感じられるまちづくりを進めます。うきは市は、高齢化率が31.4%となりました。健康づくりは、人と人のつながりが重要であり、そのポイントは絆と生きがいにあります。そこにコミュニティの重要性があると思っています。

次に、地域資源であります。うきは市には、地域を支えるさまざまな産業や技術、人材、そして九州一の大川筑後川と屏風山と称される美しい耳納連山に抱かれた地理的環境、さらには、柿やブドウなどの農産物に恵まれたフルーツ産地、風光明媚な自然環境、景観、白壁の町並み、温泉、陶器、歴史、文化など豊かな観光資源を有しています。

このような、うきは市が有するさまざまな地域資源やその強みを活かし、議員各位、市民の皆様とともに、知恵と工夫を凝らして、ほかの地域とは一味も二味も違う存在感のある、うきはブランドを構築していきたいと考えております。

また、老朽化が著しい公共施設をいかに一体化、複合化等をしていくかも大きな課題であります。

そして、若者が生きがいをもてる、まちづくりを進めていくことも大きな課題であります。少子高齢化が進む現在、将来を担う若者の雇用の場づくりが何よりも必要不可欠と考えております。そのためには、企業誘致はもちろん、農業、商工観光業といった地場産業の推進につきましても、進めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、これからの4年間は、将来のうきは市を形作る上で、重要な時期であると考えております。先人から受け継いだ、魅力あるうきはにさらに磨きをかけるとともに、時代を先取りした新しいうきは市をつくり上げてまいりたいと思っております。

そのためにも、様々な施策・事業に取り組んでまいり所存であります。

うきは市のさらなる発展のため、私に与えられた4年間の任期を、粉骨砕身全力を傾注してまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましては、なお一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

今回の第3回うきは市議会臨時会の開催につきましては、うきは市長選挙の関係もあり、平成28年度当初予算におきましては、骨格予算を編成させていただき、議決をいただいているところでございます。

また、国からは、既に早期実施に取り組んでいる、平成27年度補正予算とあわせ、平成28年度予算につきましても、できる限り早期に効果を発揮させることにつきまして、地方公共団体にも通知がなされているところでございます。

このような状況を踏まえまして、道路改良事業や農業振興事業等の政策的経費について、骨格予算の肉付けを行い、国の経済対策と歩調を合わせて、予算の早期実施に努める必要があること。先の、梅雨時期の公共土木災害等の早期の復旧事業実施を図るため災害復旧として、早期に補正予算を計上する必要があること。さらには、熊本地震の影響により、6月議会に間に合わせる事ができなかった、新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定を早期に行う必要があること等から、緊急に御審議をいただきたく、今回の臨時議会の開催に至ったものでございます。

さて、ことしは、平年よりも1日早い6月4日に梅雨入りし、梅雨入り後、しばらくは比較的安定した天気が続いていました。しかし、6月下旬には一転して、1週間以上にわたり激しい降雨が続き、大きな災害の発生が心配されましたが、幸いなことに、斜面崩壊による住民の方の避難や、小規模な道路の法面・路肩の崩壊等の被害は発生したものの、人的被害や大きな農業被害の報告はありませんでした。

この梅雨も、平年よりも1日早い7月18日に明け、その後は厳しい暑さが続いています。今後は、発達した積乱雲による集中豪雨等に対して、気を緩めることなく注意を払っていくことが必要であります。

また、今年は台風の発生が例年に比べて少ない状況ですが、過去のデータによりますと、本土への上陸数については、発生数が少ないから上陸数も少ないといった傾向は見られない状況となっておりますので、これから秋にかけては、台風に対する十分な警戒を引き続き行っていくことも必要であると考えております。

さて、先週の8月2日には、国の経済対策として未来への投資を実現する経済対策が閣議決定され、事業費ベースで28兆1千億円が盛り込まれたところでございます。一億総活躍社会の実現をはじめ、一昨年来の国の重要政策であります、地方創生につきましても、さらなるてこ入れが行われており、アベノミクスの効果をいかに地域に引き込むかが重要な課題となっております。

このような状況に対応するために、うきは市におきましては、昨年度、策定したうきは市ルネッサンス戦略及び第2次うきは市総合計画に基づき、着実に事業を展開していくことが重要であると考えております。そして、これら戦略・計画の実現にあたりましては、議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様の御理解・御協力のもと、事業の推進、そしてうきは市の活性化に向けた動きを具現化してまいりたいと考えております。

梅雨明け以降、厳しい暑さが続く中、今後、市内ではさまざまな夏の行事が予定され、さらに多忙な時期となりますが、議員の皆様方におかれましては、体調には十分御留意頂き、活力と魅力のあるうきは市の形成に向け、御協力を賜りますよう、引き続きよろしくお願い

申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、予算案件9件、その他の案件2件となっております。

まず、議案第62号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めらるるものでございます。

議案第63号から議案第71号までは、平成28年度補正予算についてであります。

議案第63号は、平成28年度うきは市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億4,619万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億636万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税1億826万5,000円、国庫負担金4,909万3,000円、県補助金2億1,445万5,000円、財産運用収入1億7,554万7,000円、財産売払収入2,101万6,000円、寄附金1億円、繰越金6億7,761万5,000円、市債1億9,224万6,000円の増額補正と、基金繰入金1億350万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では、総務管理費6億5,836万円、民生費では、社会福祉費1億743万9,000円、児童福祉費1,824万3,000円、衛生費では、保健衛生費1,000万円、農林水産業費では、農業費2億7,579万1,000円、林業費2,563万7,000円、商工費では、商工費2,980万円、土木費では、道路橋りょう費1億8,753万1,000円、河川費2,755万円、消防費では、消防費2,958万8,000円、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費1,850万円、諸支出金では、特別会計繰出金1,632万7,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第64号は、平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,092万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,532万円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金1,632万7,000円、繰越金1,459万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、諸支出金では、償還金及び還付加算金3,052万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第65号は、平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,266万2,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金154万1,000円の増額補正を、歳出は、諸支出金では、繰出金154万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第66号は、平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,493万6,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金47万1,000円の増額補正を、歳出は、予備費47万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第67号は、平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,602万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,148万円とするものでございます。

歳入の主なものは、繰越金1,601万4,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では、事業費1,532万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第68号は、平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,070万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金9万7,000円の減額補正を、歳出は、予備費9万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第69号は、平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,515万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,702万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市債3,540万円の増額補正を計上いたしております

歳出の主なものは、下水道事業費では、公共下水道事業費3,007万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第70号は、平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,993万5,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金63万2,000円の増額補正を、歳出は、予備費63万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第71号は、平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,578万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫補助金104万3,000円、市債180万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、浄化槽整備事業費312万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第72号は、うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際にあらためて担当課長より御説明いたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議のうえ御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

日程第6. 議案第62号

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、議案第62号専決処分の承認を求めることについて（うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正）を議題といたします。説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、議会の承認を求める。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお開きください。専決処分書で、改正の内容といたしましては、うきは市ひと

り親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第8項」に定め、同項第8号中「施行令第2条の4第4項」を「施行令第2条の4第7項」に改める。

新旧対照表がございますので、次の次のページをお開きいただきたいと思います。

そこの欄で、アンダーラインを引いております第3条第4号、第6号、第7号、第8号について改正をするものです。施行令についての改正がございましたので、条例の改正になっておりますが、改正の理由といたしまして児童扶養手当法の改正に伴い、施行令の第2条の所得制限に3項追加される改正がございました。この施行令に準じて受給者の所得制限を行います、ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例を改正することになりましたが、今回の施行令の改正は、児童扶養手当の支給額についての改正であり、ひとり親家庭等医療費の支給に関する所得要件に変更はございません。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、承認することに決しました。

日程第7. 議案第72号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、議案第72号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第72号、うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設。うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅。

2、指定管理者に指定する者。うきは市浮羽町田籠668番地。注連原村づくり会。

3、指定する期間。平成28年9月1日から平成31年3月31日まででございます。

実は、8月5日の全員協議会の中でも御説明申し上げていたのですが、その時、資料の提出を求められましたので、資料として収支計画書と団体の概要書の方はお手元でございますでしょうか。それとあわせて、もっと具体的な説明を本会議ですよう求められましたので、具体的な説明をさせて頂きたいと思っております。

まず特徴的な取り組みですが、1点目として贅沢感、高級感を出すために、寝具とか家具とか装飾品については、グレードの高いものを設置して質の高いサービスを提供することが計画されております。

それから2点目、客層についてでございますが、30代から50代をターゲットにするような計画でございます。江戸期の貴重なカヤぶき屋根の文化財に少し料金が高くても泊ってみたいと思うようなファン層をつかみたいと。

また、インターネット上に外国の方が利用しているサイトとして、エアビーアンドビー（Airbnb）というサイトがございます。そういったのを活用することによって外国人の方の取り込みをしたいという事が計画をされております。

団体の概要書の中にメンバーがあったと思っておりますが、英語を話せる方もおらっしゃるということで、是非ともこの計画は進めたいという事でございます。

それから宿泊料金についてでございますが、食事、サービス料込みで1万5千円から2万円程度を計画されているという事でございます。

また、次に現在、市が考えている具体的な内容として、今後、指定管理者と協議していかないといけないのですが、利用時間と休館日について市が考えている内容について説明を申し上げたいと思います。開館時間、見学と施設利用も含めてなんですが、午前9時から午後5時までを考えております。それと営業時間、宿泊なんですが、宿泊の方は午後3時から翌朝の11時まで。当然、見学者と宿泊客が重なる時間がございますので、その点について今後協議を詰めていこうと考えているところでございます。

基本的に予約制を考えております。理由といたしまして、まず防犯上の観点から、開けたまままで、人がいればいいと思うんですが、人の配置まで難しいのかなと。かなりな田舎なもので、常時開けておくことには効率が悪いという事と、防犯上の観点から予約制で考えてみたらどうかという事で協議を進めていきたいと考えています。当然、予約制となれば突然訪れた方やらおらっしゃると思いますが、そういった方については、掲示板等で連絡先等の案内はさせて頂きたいというふうに考えています。大体、5日前までで予約受付を考えているところでございます。

それから休館日につきまして、毎週火曜日を休館と。条例では、月曜日になっていたんですが、イビザさんの方が火曜日が定休日という事でございますので、それに合わせた方が良のかなと考えているところでございます。それから、年末年始の12月29日から1月5日を定休日という事で考えているところでございます。

以上、具体的な内容の説明でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 早速、資料を準備して頂いてありがとうございます。

この資料見とってですよ、収入が、例えば利用料金が平成28年度が96万円という事であるわけ。1泊1人が6,720円というのは条例で決まっておりますからね、これで割っていきますと、大体28年度が142人程度の利用状況という事になってるわけですよ。

それから、これに対する経費でありますけれども、2枚目の食材等の仕入れ費というのが、28年度は5万円しかみてないんですよ。宿泊者が、今申し上げますように142.86人ですからこれで割っていきますと、食材の仕入れが349円という低額なんですよ。こういう状況でもてなしができるかどうかという事が非常に疑問になるんですよ。

それから、2枚目にあります指定管理料、28年度が20万8,000円ですが、これ確かに2万6,000円の1年分という事ですから、28年度は8月からしか見てないでしょうけれども、電気代下水道それから上水道含むという事ですが、これらについてどのように

見積もってあるわけかお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**瀧内 英敏君**） 議員さんから指摘がありました食材の関係なんですが、先ほど説明の中で、宿泊料1万5,000円から2万円取るという事でございますので、6,720円、それで割ると142になるんですが、当初はその半分以下、五、六十人で計算すれば食材等についてもっと単価的に上がってくるのかなと。

それと、地元の生産者もおりますので、そういったところから地元の農産物とかの仕入れも考えてあるという事でございますので、食材的にはそういったところでカバーできるのかなと、満足した料理を提供できるのかなという事で計画されているものと思います。

それから、指定管理料の積算基礎ですが、先ほど議員さんがおっしゃった通り、電気代水道使用料浄化槽使用料と軽微な修繕費という事で、これは通常、開館しとけばかかる経費という事で積算をしたところでございます。見学施設としての積算でございまして、1年間およそこの1ヶ月、まず月いくらかかるだろうという事で計算したところでございます。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 13番、三園議員。

○議員（**13番 三園三次郎君**） まず、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例というのがありますが、この第2条の中です、次の各号に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人、その他の団体を公募するものとするという事が、第2条で決まられてありますよ。この中で6番目で指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲。7番目に施設の利用料金に関する事項、これはどのように公表して公募したんですか。6,720円というのが条例で決まられてありますが、それを宿泊料金1万5,000円。いわゆる募集要項の中に入っているわけですか。第7項に施設の利用料金に関する事項というのがありますが、これはどのようにして条例と異なる利用料金というのを公表しているのかどうかです。つまり、第2条で決められてある公募の内容についてもう少し教えてください。

○議長（**櫛川 正男君**） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（**瀧内 英敏君**） 指定管理者公募要項というのを作っておりまして、ホームページの方で公表しております。内容的には募集の目的、施設の基本方針、施設の概要、管理の基準、業務の基本、指定の期間、管理運営リスク、管理運営費、募集選定スケジュール、申請資格、申請書類、申請者・候補者の選定について、後、留意事項という事で13項目にわけて公募要項を作成してホームページの方に掲載しておりますので、そちらの方ご覧いただくと分かるのかなと思います。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。3回目。

○議員（13番 三園三次郎君） 施設の概要とか、いわゆる指定管理者の指定期間とかそれは分かります。書いてありますからね。ところが、利用料金が条例では6,720円ということが決められてあるわけですよ。それを第7項では、どのように協定を作って公募したのかという事をお尋ねしているわけですよ。条例と異なった料金を取っていいという事で公募したわけですか。それをお尋ねしているわけですよ。6,720円というのが条例で決められている。それをオーバーして1万5,000円の料金で計算しているという事ですからね。それがちゃんと公募の要件に入っていればいいですよ。入ってなきゃ、今から協議を進めるという事ですけど、全く逆になっているわけですよ。みなさん方のやろうとしている事がですよ。その点についてはどうなっていますかという事をお尋ねしているわけですよ。

3回目ですから、的確な回答を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 募集要項の中の第4番目、管理の基準というところで、指定管理者に行わせる管理の基準は、注連原住宅設置及び管理に関する条例並びに注連原住宅の設置及び管理に関する施行条例施行規則に基づき行いますという事で、書いてありますのでそれに基づいて応募して頂いているというふうに考えています。（「違うじゃないですか。ち言いよるって。条例に基づいてないじゃないですか。6,720円を1万5,000円取るという事は。それをお尋ねしているんですよ。議会で議決したのは1人当たり6,720円ですよ。それを1万5,000円という事ですから」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） あくまでも宿泊料金は6,720円です。先ほども申し上げましたとおり、サービス料と宿泊料込みで1万5,000円という事で計画されていますので、その中の宿泊料については6,720円という事で宿泊料金を取るという事で条例に基づいてその分については取るという事でございます。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3点ほどお尋ねしたいと思います。

瀧内課長の最初の説明で休館日は月曜日に条例で決まっていて、イビザの方の申し入れで火曜日という事を明確に申し上げられましたが、今、条例を開いていますけれども条例ではそれは決まっておらずで、教育委員会が別に定めるというふうになっておりますので、そのへんを明確にしておきたいと思います。

それから、あと2点はですね、1点は、今回この注連原の文化財を開放して、指定管理しイビザが指定管理者になるという事で大変期待し、喜ばしいというふうに思っております。

と申し上げますのも、あそこは尾花さんたちが芸術的なものと、食をめぐって大変方々から関心があって集まってきておりますので、その点からしても、非常に期待をいたしておるところであります。そこで地方創生の推進交付金、オランダからアーティスト・イン・レジデンスという事でこれは交付金が取れたという事で聞いておりますが、現に今お見えになっているそうですね。3週間ほどいらっしやって、来年3ヶ月ほど滞在するという事でございます。

そこでお尋ねしたいのは、総務産業常任委員会で昨年、鹿児島のやねだんに行きました。あそこもアーティストが基軸になって、ひとつの地域創生のかなめになっているというふうなお話を館長さんからお聞きしたとこで、これに類するものとして、あそこの地域がああゆうふうになったらいいなと思いを持っています。それで、オランダからお見えになる方がその関係を、田箆課長なり横との連携を取って、——地域おこし協力隊の馬場さんから、二、三日前聞きました。私も言いました。あそこをアーティスト的な拠点をするためには、大いに交流したらどうかという事でお話をしたとこでありますけれども、移動の問題等々があるから拠点はこちらの方でというお話でございました。聞きたいのは、そのへんのああゆう施設との関係、アーティストと言うものを基軸にしながら、そのへんの連携なりそういうものが考え方にあるのかどうか、それが2点目です。

3点目は、条例を開いたんですけど、全協で資料頂きました。これは今回のみならず、指定管理者の選定委員が、副市長、企画財政課長、教育長、生涯学習課長。これは所管によって委員は変わるんだと思うんですが、やはりこれは経営という概念がどうしても出てきますからですね、条例では市長が委員会作るとかそういう規定はここにはありませんけれども、市長がこれを選定するという事は当然ですけれども、そのへんの外部の経営的な関連もそこに入れこんで、——この間、商家ですか。松源さん。あそこもオープンしましたけども、そういう施設を有効に生かすためには、第三者のそういう視点にたけた方の御意見を交えることも必要かなと、決して副市長、内部の職員がどうこうという事はありません。ただ、より発展的に持続性可能なようにするためには、専門的な実務型の意見も聞くという事も考えるべきではないかというふうに思っておりますので、以上の点について御解答お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 1点目の休館日の件でございますが、議員おっしゃる通り、条例施行規則第2条の第1項に基づきまして、火曜日に変更したいと考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） うきはブランド推進課長の田箆でございます。

お尋ね頂いた、アーティスト・イン・レジデンスと注連原住宅との連携活用の件でございます。アーティスト・イン・レジデンスという事で、お試しという事で、今オランダの方から一家族4名来て頂いておまして、地域おこし協力隊員の馬場の方の住宅で滞在を行っていただいております。江藤議員から御意見頂きましたように、そういう注連原住宅の活用というのも視野に入れていきたいと思っております。あす、尾花さんところのイビザの方でも、今回お試しで来て頂いております、オランダの方と交流会等を予定されております。そういうのも積極的に交流進めていきまして、来年度になりますますが本格的なアーティスト・イン・レジデンスに向けて準備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 委員会に外部を入れたらどうかという。これは副市長かな。（「財政課長か副市長どちらか答えてもらえば……。できるだけそういう方向を用いた方がいいですが」と呼ぶ者あり）企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 指定管理者等の審査を行う際に、応募者を審査する形で現在、プロポーザルというかたちを、近年取り入れているところでございます。その種類によりまして、主に副市長トップといたしまして、5名ないし6名ぐらいの担当課長等で審査会を行っているところでございます。ただ、場合によっては、一部外部の方を入れてきた例もございます。これまでで言いますと、新エネルギー関係につきましては、外部の審査を入れてきた経過もございますし、その審査の折に必要な場合には、外部団体にもお願いをして、審査を行うことも過去やってきたところでございます。なかなか民間の経営的な視点というのも確かに必要でございますので、必要に応じて対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3番目の経営的な理念と言いますか、そういうものを入れていく事は、是非前向きに捉えて頂きたいと思いますが、これは何ら規定がありませんで、要綱も探したけど要綱ありません。事案も少ないからですね、起案によってされていると思うんですけど、是非、そういうところをより指定管理というものが事業発展するように、そのへんをお願いして質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） 10番、岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 4点ほどお伺いしたいんですが、まず先ほどから課長から答弁いただいた、歳入の中の自主事業、宿泊の人数ですね。これは、まだはっきりよく分からないんですよ。三園議員のあれでは百四十何名、課長はその半分ぐらいの四十何名とか…。

ここです、28年度が96万、29年度が144万ですかね。30年度が216万という事で上がっていますが、大体その人数、よかったらお聞きしたいと思います。

それとですね、事業の中でワークショップを開催するという事で、ワークショップも収入に上がっております。いくらですかね。ワークショップ、どうかたちでするのか、その内容ですね。そして、講師の方の収入がこの収入に上がっていますので、どうかたちで対応されていくのかですね。それをお伺いしたいと思います。

それとですね、注連原村づくり会が受けられるんですけど、その会員名簿を見ていると、おそらくこの中で、全てうきは市に在住されているという事は全協でお伺いしたんですけど、この中で注連原に住まれている方は7名のうち4名かなと思うんですが、そのあたり確認したいんですね。それで、あの方々は応援団みたいな形で市内から来られて応援されるのか、そういうかたちの中です、地元との係わり、ここに書いているように定住促進とか、新たな産業を模索していく中で地元との係わりがもうちょっと見えてこないんですね、具体的に。よかったら、そのあたり具体的な取り組みがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

最後に、質の高いサービスを提供するという事で寝具とか備品あたりは吟味していくという事で言われているんですけど、会員名簿を見て、本当に質の高い宿泊対応が出来るのか。そのあたりが見えてこないんですね。だから、何か別の形で指導いただくような形になっているのかどうか、以上4点お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 利用客数について、当初28年度が40名ぐらい、2万円で計算するとですね。次が70名ぐらい。次100名ぐらいとなるのかなと思っています。利用料金については、先ほど言ったように1万5,000円ぐらいから2万でございますので、最高額で計算すると、そういった利用者数になるという事で計画をされているところでございます。

ワークショップについてですが、農業体験とか、ヨガを計画されてあると。そういった研修会については、スタッフで講師を見つけてくるなり、自分たちがやるというような事で考えてあるという事でございます。

それから住民団体につきましては、全協の中でも申し上げたと思いますが、注連原の方に住まれている方が尾花光さんと奥様、それと大鶴さん、それと味方さん。あと一人橋本さんという方が中村地区、石川さんという方と寺口さんという方が吉井という事で報告受けています。

それと、なかなか地元との係わりが見えてこないという御指摘でございますが、地元の方

が8名中6名いらっしゃいますし、年齢的にも若い方で、色んな地域活動もされてあるというふうに聞いております。そういったことで地域とのつながりは、できていくんじゃないかなろうかというふうに判断しているところでございます。

宿泊の対応でございます。プロポーザルする中で代表の尾花さんの方から、その点については不安があると。確かに、経験がありませんので不安があるという事でございますが、熊本の方にホテルを経営されてある方がいらっしゃるという事で、その方から指導とか受けながら、宿泊に関するノウハウは取り組んでいきたいという事でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 10番、岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 確認したいんですが、地元に住まれている方が尾花さんとその奥様ですね。喜八郎さんももちろん地元ですもんね。それと大鶴慶四郎さんですかね。この方は息子さんかなんかでこの方もおそらく地元かなと思うんですけど、それと味方さんというのが地元に住まれているんですか。

その確認と、基本的にはこの指定管理が通れば具体的に営業していくと思うんですけど、今すでに反響があっているのかですね。インターネットもある程度という話も出ていますが、そのあたりをよかったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） これは、尾花さんとの話の中で出てきたんですが、すでに予約したいという方は何人かお話があっているという状況は聞いています。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 2点ほど聞きたかったんですが、今岩佐議員から反響の面で聞かれましたが、1点ですね、指定管理料、先日もらったのは18万2,000円、本年度は。きょうもらったのが一月分増えていますよね。

これ、私の説明の聞き漏れかもしれません。再度、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 申請書受付が、6月27日に受付をしております。その当時は、8月からというかたちで計画書のほうは、8月以降になりますよという公募をしていたので、8月からの計算で収支計算書が出てきてますので、1カ月プラスになっているのかなと思います。

○議長（櫛川 正男君） 2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） それじゃ先週なかったろう。これは、金額の訂正が無いです

よね。管理料の金額もわずかでしょうけど、変わりますけど。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 説明が下手で申し訳ないんですが、収支計算書にある指定管理料の20万8,000円と、この間説明した指定管理料の28年度の18万2,000円の差があるという事でございますが、収支計算書につきましては、尾花さんから出して頂いたんですが、先ほど申し上げたとおり、6月時点で計算をしています。契約が、議会の承認を受けなくちゃいけないもので、8月以降になりはしないかという事で、要項の中で8月以降の議会議決後という事で記載させて頂いていました。尾花さんとしては、8月から指定管理料が発生するというような事で収支計算書を出してきたものと思います。実際には、9月1日からの契約になりますので、予算計上は、9月からの分で計上させて頂いているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 全員協議会で説明したのが正しいとやろう。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 全協の方が正解でございます。（「これはあくまでも予算書ですね。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 1点だけ。先ほどの、三園議員の質問の答弁で、宿泊料は六千何ぼで、1万5,000円から2万円の宿泊をみると。その残りは、サービス料という答弁だったと思いますが、どういったことをやるとですか。7,000円、8,000円サービスという事は。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 条例では、6,720円という事でございます。その差額は何かという事でございますが、まず食料料があると思います。それと色々なサービスです。お茶菓子を出したり、お茶を出したり、それと寝具の使用料とかですね、そういったのが入ってくるのかなというふうに考えています。宿泊の他の経費です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） それ、全部宿泊料に含まれとらんですか。5万円の食材費でそれだけのサービス……。宿泊に来られる方は、多分、食事がメインだと思うばってんか。指定管理自体に反対しよるっちゃねえですよ。そこへんをもうちょっと具体的に説明してくれんですか。布団代とかを別にとるとですか。高級家具使用料とかそういう事ですか。安かろう悪かろうなら来るもんも多いち思うばってん、高かろう悪かろうなら来んばい。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） プロポーザルの中でも、代表の尾花さんが言ってたんです

が、お客さんに満足して帰って頂かなくちゃいけないと、その中で1番必要なのが食事だろうという事で考えてあります。大半が、食事がその差額の分になるのかなと考えているんですが、まだ内訳については、布団の借り上げ代とか、洗面タオル代、スリッパ代そういったのが若干入ってくるのかなと思うんですが、メインは食事代というふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 5万円の食材費で、びっくりするごたる食事が出るんですか。そのへんの考えをお聞かせください。これ1回分じゃないっちゃろうもん。1年分かなんかやろうもん。1年分5万円。40人で振り分けるといとうどうなるの、計算したら。（発言あり）

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 計画書の中にあります、食材仕入れ費5万円でございます。確かに少ないのかなと思うんですが——。（「ペットボトル2本分ぐらいしかないばい」と発言あり）地元の生産者もいらっしゃると話はしたんですが、それでも足りんとやなかろうかという御指摘ですよね。（「さらに貰わんちゅうことやろうが。地元生産者から」と発言あり）食材費については、これはあくまで計画というか、地元のせせらぎとかイビザとかに食事を提供してもらって、そのような計画もされてあります。地元の連携をですね。そういったところで、そこから取り入れた分についてはこの中に記載がないのかなというふうには思っています。（「あくまでも計画きの」と発言あり）

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、各議員から出ておりますけども、今回指定管理の指定を行うにあたって、指定団体名として注連原村づくり会という事が6月9日に設立されて、それを指定管理者にしてするという提案であります。指定管理の条例の変更の提案があった時にですね、委員会でもいろいろ議論させてもらいましたけれど、非常に時間が短くて指定管理にあたって地元の誰か受けられる相手がいるのかどうかという問題も含めてこの間、議論、意見が出てたところがあるかと思えます。そういう意味で言うと、非常に今回の団体の出されている、収支計算書とかという点について非常に不安があるというふうに思えます。そういう意味で、どういう議論でこの団体にしたのかという事を、その理由をきちんともう1回説明頂きたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 応募期間につきましては、全協の中でも御説明申し上げましたが、5月23日から6月13日の22日間とっております。それまでに、3月に議会の方で設置条例と規則について議決頂きまして、すぐ地元の注連原の方に地元説明、田籠の自

治協議会にも説明をしております。その時には、この間の全協の中でも御説明申し上げましたが、特段の御意見とか、ご要望等ありませんでしたし、その時点では、地元の方から手を上げるというお話もありませんでしたので公募に踏み切ったというお話をさせて頂いたと思います。

その後、5月23日から公募に踏み切ったところ、公募者は1団体しかいなかったと。それも地元の方だったということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今の説明では納得いかないというところであります。もともと、注連原住宅というのが公開施設としてされているわけでありまして、前回の議会の時にも話しましたが、ある一定期間公開を行いながら、改めて指定管理についてどういうものかを、きちんと周知する期間を設けてから具体的に指定管理に移っていくという方法もあるのではないかという意見があったという事も記憶しております。そういう意味では、今の説明でいきますと、設立が6月9日で応募期間が6月13日までの期間だったんですね。明らかに、やっぱりそのための目的で1団体だけだったんですね。なぜそこを収支計算書とか材料費の問題もいろいろ指摘されているわけですけども、指定管理を受けるためにわざわざ設立し、実績もまだこれから作る団体なわけですよ。そういう意味では、影響しすぎじゃないかなと私は思うんです。そういう意味では、もう1度、指定管理してはだめという事ではなくて、受け皿がきちんとしっかりし、事業見通しもきちんと持てるような事業を構築していくことの方が、失敗を繰り返さない、あるいは今後、この施設を有効に生かす方法ではないかなと私は思います。そういう意味では、今回の指定管理について本当にこれで良いのかというのが疑問に思っているんですけど、もう1回、この6月9日に設立された団体を指定しなければならぬ理由を教えてくださいませんか。お答えいただけますか、理由を。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） まず、条例が可決してからの話なんですけど、若干説明がもれていたんですけど、4月1日からは公開施設として活用しています。ただ、指定管理が予定されていたので収支計算書の方はやってないと。ただ、いろんなところから情報を仕入れた方が4件ほど見学させてくれという事で見学して頂いた経過はございます。それと、何でもこの団体にしなくちゃいけないのかなというお話なんですけど、もちろん収支計画書を見て頂くと収支はとんとんでございます。ただ、あくまでも地元の方がメインでこの団体作られていますので、全協の中でも御説明申し上げたんですけど、注連原地区、以前は7世帯いたんですけど、この申請書出す当時は3世帯だったと。その後、1世帯追加になって現在4世帯

と。あくまでも、過疎が急激に進んでいる注連原地区を、元気づけるひとつの目的だよという事でその宿泊施設を運営しながら注連原の文化とか山里の再生とか新しい村づくりをして行きたいと考えてありますので、地域の活性化もひとつの目的だという事でその団体を指定してきたとごさいます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 目的は、里山づくり等々で活性化のためには非常にいい目的だと思うんです。ただ、食事を提供する今まで指定管理をやってきたいろんな施設がありますよね、四季の舎とか、今回、松源跡地にまた3団体目ですかね。要は、食事を提供する指定管理というのは非常に難しいんですね。お客さまが来るか来ないかというその辺が非常に難しいからですね。3年だけは指定管理だけど、その後がどうかという事があるからですね。指定管理でやる目的は非常に喜ばしい事だから、いまいち、収支計算を今のアバウト的な宿泊人数じゃなくて、広報の寺口さんかな、広報でいろいろ宿泊客の応募とか募集とか、今後発展的に営業活動されるとは思うんです。確実なる3年後、4年目にそれがきちっと経営が成り立つように、もう少し吟味されて、今1万5,000円とか2万の宿泊費というけど内容もお伺いしたところアバウトですよ。素泊まり費がいくら、料理費がいくら、サービス料がいくら、あと経費、当然利益が出ないといけんから、そこに利益を何パーセントしているのかというその辺の1万5,000円、2万円の宿泊費をきちっと吟味されてやらないと、3年でやっぱり出来なかったと……。あの建物の厨房施設は、ものすごく設備投資をしているんですよ。オール電化かなんかで素晴らしい厨房施設をやっているというのは見たんですけど、それを確実に利用して、いい料理を提供しないと来ないと思います。そのへんのところを再度、これからの収支のきちとした明細をやって本当に経営が4年後にも続くような事をやって頂かないと、指定管理が通るか通らないかあれでしょうけど、その後が心配だから、皆さん心配、懸念されているから質問があると思うんですよ。しっかりそのへんを根拠づけてやって頂きたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この度の注連原住宅の指定管理につきまして、多くの議員から御質問を頂きました。十分な答弁が出来ないことを恐縮に思っているんですが、ひとつだけ御理解を頂きたいと思います。この施設は、4年前の九州北部豪雨の災害からの復興のひとつのシンボルとして復旧しようという事で、議会と一緒に復旧させて頂いたものであります。したがって、この施設は文化財施設であります。今までの文化財施設は、文化財施設を保存する、公開するこれが主流であります。今回、うきは市は、新たにそれを活用とい

う事で全国でもまれな取り組みにチャレンジしようとしています。今、国の方もようやく文化財というのは、あれだけの国費を投入するのだから、やはり国民に還元するためにもっともっと活用すべきではないかという議論が出ております。今まで文化財は、守ろう守ろうというのが視点で、あとは一部公開をします。これが主流なんです、これを大胆にですね、宿泊機能、食事機能も有した施設に大胆に活用しようという事で、全国でもまれな形で展開しております。したがって、他にあるような安かろうよかろうという施設でいきますと、ここにお泊り頂きますと、そういう観点のお客様がお泊りしますと、貴重な文化財を傷つけるというリスクもあります。したがって、逆転の発想で、最高のおもてなしの中で、高い料金を頂こうという逆転の発想、したがってポサーダという名称を付けさせて頂いているところもそこにあるわけであります。そういう事で地域の復興のシンボル、あるいは新たに挑戦する文化財の活用という大きな取り組みの中でやっていくものです。十二分に、今までみたいな指定管理の選定のプロセスが他と一緒にリンクすることは非常に厳しいところもあるんですが、今後、新たな挑戦という形でやっていきますので、きょう議員のみなさんからの御指摘はしっかり受け止めましてさらに、この施設が地元にとって活性化の起爆剤になり、かつまた市外のみなさん多くのみなさんにこの文化財に触れて頂くような一端になることを、しっかりサポートしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（榎川 正男君） 他にありませんか、12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 1点だけお尋ねします。議員の質問の中の回答もそうですが、今、市長がおっしゃった意味を本当にどのくらい関係者が理解しているのかが非常に疑問に思いました。私はこの件について、いろいろ考えたときに、二条城に泊まりませんかとか、大阪城に泊まりませんかとか、そういう関係で考えた時に、この金額というのは本当に考えられるんじゃないか、そういう話をしたことがあります。しかし、思いはそれに関係する人、関わる人が同じような思いを持っておかないと、これは長続きしないという気がしました。だから市長の思いは非常にわかるんですが、ここに関わる注連原村づくり会、この方たちにしても、それから担当の課にしてもここに関わっていかうという人がどのくらい今の市長の思いを理解しておられるのか。その事をきちんとしておかないと、これは続いて行かないと思います。

つまり、採算をベースにしてやっていくのではないという事。それから、今言われた、近隣の重要な文化というものを守りながらどう地域と活用していけるのか。そういったのを今後探していくとか、それを目指しながら工夫していくという事が非常にこれからの視点になっていきますので、それをしっかり把握しておかないと、やっぱ採算合わんばい、ダメ

ばいというかたちになりやすい。あるいは、これだけしたのに、年間たった何人しか来ないじゃないか、そういう時にそれをどう考えていくかというのは、市長の言われた、文化財を保存し活用していくというポサーダのこの意味をしっかりと腹に据えておかないとこれは揺らぐと思います。

だから、確認したいのは担当にしても、この関わるこの方たちにしても、どのくらい浸透しておられるのか、その事だけを1点確認しておきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 高山議員の御指摘は、本当に重要な指摘だと思っています。そういうことで、全国公募の段階からこの理念については周知してて、結果として指定管理者1者しか名乗りが上がりなかったんですが、そこにも十二分にポサーダの意味合い、まさに最高のおもてなしでうきはの貴重な文化財に触れて頂くような、そういう理解した人だけが利用して頂くようなそういう理念については、全て十二分に承知しているものと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。3回目です。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっとまとめという事で。今、市長からの答弁というのは大いに基本的に意味があります。ただ、そういう事をですね、ポサーダの名前、そういう意味合いが込められている、正直、今聞いたんですよね。そしてここで可決してしまう。これだけ意見がありながら。

議長に言いたいんですけど、補正予算に入ってますからね。これをセットにして、文教にしっかり今のあれを払拭してもらって、きちっと決めた方がよろしいんじゃないですか。そういう意見です。ですから、文教に付託をするという議案にしてほしいという、後で決を採られるでしょうけど、それを申し上げたくて質問に立ちました。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号については、委員会付託を省略したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） せっかくですから、皆さん理解してないと思います。ですから、文教の方ですね、しっかりそのへんを認識されて、副議長も言うように目的が非常にいい事ですからですね、そこをきちっとした方が、今後の案が生きると思いますので、付託

をお願いします。

○議長（榑川 正男君） 他に御意見ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 7番からですよ、委員会についての発言があっているわけですよ。委員会付託をしてくださいという事ですからね。採決よりも、そちらを先決めてもらわなきゃですよ。委員会付託するかしないか先に。

○議長（榑川 正男君） その採決をするんです。

委員会付託するかしないかの採決をいたします。議案第72号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（榑川 正男君） 賛成少数でございますので、委員会付託にしたいと思います。

議案第72号については、委員会付託することに決しました。

ここで、暫時休憩します。10時45分から再開します。

午前10時30分休憩

----- . ----- . -----
午前10時45分再開

○議長（榑川 正男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8. 議案第64号

○議長（榑川 正男君） 日程第8、議案第64号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の予算書57ページをお開きいただきたいと思ます。

議案第64号、平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めることによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,092万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,532万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

お手元の資料で、61ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為について御説明申し上げます。

第2表の債務負担行為、特定健診委託料につきまして、現在行っております特定健診の3カ年契約が、本年度で終了いたしますので、年度内に次期委託業者を決定し、健診計画を立てるため債務負担行為の承認を求めるものです。

期間については、平成28年から31年度。健診内容としましては、基本健診を行います。が、限度額につきましては検診の受診単価で契約を行うものです。

続きまして、65ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、9款1項1目一般会計繰入金、1,632万7,000円。一般会計から繰り入れするものでございます。

次ページ66ページ、10款1項1目繰越金、前年度からの計算による繰越金でございます。1,459万3,000円。

歳出です。67ページ。3款1項1目後期高齢者支援金、29万7,000円。これにつきましては、厚生労働省より概算請求後、次年度により精算するものでございます。確定した精算額が、29万7,000円の補正を要するものでございます。

次ページ68ページ、4款1項1目前期高齢者納付金、補正額10万1,000円。これにつきましても厚生労働省より概算請求後、次年度に確定するものでございます。精算額10万1,000円でございます。

続きまして、69ページ、11款1項1目一般被保険者保険税還付金、補正額200万円。これにつきましては当初予算で450万円計上しておりましたが、7月現在で保険税の過年度還付金が70件、還付金額426万3,400円になっておりまして、今回、前年度請求実績並みで200万円の補正をお願いしております。

続きまして、3目国庫支出金等返還金、過年度療養給付費等国庫負担金返還金でございます。補正額2,852万2,000円。これにつきましては、医療費にかかる療養給付費につきまして、例年1月に厚生労働省の医療費見込により、概算の変更申請を行い次年度、本年度6月に国庫負担金の実績報告により確定精算をしており、本年度の還付金が2,852万1,303円、補正額2,852万2,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、可決することに決しました。

日程第9. 議案第65号

○議長（榎川 正男君） 日程第9、議案第65号平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の予算書71ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第65号、平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、154万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,266万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

予算書の77ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入、4款1項1目繰越金、前年度繰越金154万1,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出、3款2項1目一般会計繰出金、154万1,000円。これにつきましては、前年

度の決算に基づく繰越金を一般会計へ繰り出すという処理をしております。金額は同額です。
以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、可決することに決しました。

日程第10. 議案第66号

○議長（榎川 正男君） 日程第10、議案第66号平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の資料、予算書79ページをお開きいただきたいと思います。

議案第66号、平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,493万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高

木典雄。

お手元の資料 85 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、2 款 1 項 1 目繰越金。前年度決算による繰越金、47 万 1,000 円です。

次ページ 86 ページ、歳出、同額 47 万 1,000 円を 3 款 1 項 1 目予備費に予算計上しております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 66 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は、可決することに決しました。

日程第 11. 議案第 67 号

○議長（榎川 正男君） 日程第 11、議案第 67 号平成 28 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 補正予算 87 ページをお開きください。

議案第 67 号、平成 28 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 28 年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,602 万 6,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,148万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算の内容について御説明いたします。

歳入の説明をいたします。93ページをお開きください。

歳入、2款1項1目利子及び配当金でございます。補正額1万2,000円。財政調整基金の運用による利子及び配当金の増でございます。

続きまして94ページをお開きください。

歳入の4款1項1目繰越金でございます。補正額1,601万4,000円。27年度の決算による繰越額の確定に基づく補正でございます。今回、繰越金は1,701万4,000円という事になります。

次に、歳出の補正について御説明いたします。95ページをご覧ください。

歳出1款2項1目の事業費の14節使用料及び賃借料に学科教材及び機器賃借料として、309千円を計上しております。これは、学校で使用しております、学科教材におきまして学科の授業において、受講者の理解を向上させるために教材ソフトとして学科教育に合わせて画面や動画等を投影しております。この機器につきましては、平成17年に購入したものでございます。すでに11年を経過し、内容も古くなっておりますし、一緒に購入しましたパソコン、プロジェクタービジョン等かなり老朽化しておりますし、来年度の更新を予定しておりました。最近、一部パソコン等に不具合が発生する場合がございます、今回、補正で計上させて頂き整備したいというふうに考えております。過去のこれまでの機器につきましては、購入しておりましたが、今回は長期リースを考えておりまして、9月から3月までの7カ月分を今回計上させて頂いております。

○議長（榎川 正男君） ここで暫時休憩とします。

午前11時01分休憩

○議長（榎川 正男君） 本会議に出席の皆様をお願い申し上げます。本日、長崎平和の日のため午前11時02分になりましたら、サイレン吹鳴と同時に起立されて、黙禱をお願いします。しばらくそのままお待ちください。

〔黙禱〕

○議長（榎川 正男君） 御協力ありがとうございました。着席願います。

午前11時03分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

もう一度、学校長説明をお願いいたします。

○自動車学校長（今村 一郎君） 次に、同じく1款2項1目、事業費の25節積立金について御説明いたします。

まず、1万2,000円の増、これにつきましては、先ほど歳入で御説明いたしました、基金利子元本繰入金の増に伴う増額補正でございます。それから、決算剰余金の基金積立金として1,500万円の増額補正を行っております。

96ページをお開きください。

2款1項1目予備費でございます。70万5,000円の増額補正。これは歳入歳出の調整によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、2点ほど今村校長がお見えでございますので、総務産業常任委員会でも、前年度から特に自動車学校の経営の在り方について、組織の問題、人事給与の問題、当局とあわせ持って安定した基盤ができたというふうに思っております。

1点はですね、校長もしっかり頑張っているというふうに思っておりますので是非経営の近況をお伝えいただければというのが1点と、基金が1,501万2,000円ということでございますが、26年度の決算資料しか持ちませんが、基金の総額が2億2,360万余の基金の資料を持っておりますが、今、積み立ての状況を金額の確認という意味でお願いをいたしたいと思っております。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 近況という事でございますが、まず入校状況について申し上げますと、今、手元にありますのが普通車でございますが、27年度の入校者目標が420名を目標にスタートしてございまして、3月末までの入校者が443名という事で前年度27名増の6.5パーセントアップという事でございます。これは、過去24、25、26含めて1番多かったというところでございます。詳しいことは、9月の決算委員会でも御説明いたしますけれども、特に今年の1月でございますけど、90名の入校ございました。これ筑後地区でも1番か2番というところで、他の学校からは、ちょっと驚きの声が上がったところですよ。一昨年同期と比べますと、1.5倍の入校者が出ております。こういったことで

全体として27名増になっているというところでございます。最も近い近況としまして、7月の状況でございますけれども、前年度と比べましても、まだ超えている状況でございますので、このままずっと教習生の勧誘にもまた力を注いでいきたいと思っております。

それから、基金の積み立ての状況でございますが、現在、基金の積み立てにつきましては、財政調整積立金が2億2,747万7,242円で、退職積立金が3,911万9,551円になっておりまして、およそ2億6千万程の積み立てになっております。27年度の積立金が872万2,493円を積み立てております。今年につきましても、先ほど説明いたしましたように決算剰余金1,500万円を増加して積み立てておりますので、今年、購入いたしました、マニュアル車のグレース9台分、それから送迎用の車1台まだ買ってませんが、これから買う予定ですけど、その車相当の剰余金を出して積み立てたという事でございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、可決することに決しました。

日程第12. 議案第68号

○議長（榎川 正男君） 日程第12、議案第68号平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算97ページをお願いいたします。

議案第68号、平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度うきは市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、9万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,070万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、103ページをお願いいたします。

2、歳入の部でございます。4款1項1目繰越金、補正額9万7,000円の減額でございます。前年度繰越金による減でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

歳出の部、3款1項1目予備費、補正額9万7,000円。これにつきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号については、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、可決することに決しました。

日程第13. 議案第69号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第69号平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算105ページでございます。

議案第69号、平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,515万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,702万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして109ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。1. 追加。事項でございます。下水道事業等地方公営企業法適用支援業務委託料でございます。期間につきましては、平成28年より平成31年度まで。複数年の契約を予定しておりますので、議会の承認を求めるものでございます。限度額、当該契約に基づく下水道事業等地方公営企業法適用支援業務委託料の総額でございます。詳細につきましては歳出の部で御説明申し上げます。

第3表、地方債補正。1. 変更。起債の目的、下水道事業。補正前の限度額6,020万円。増額3,540万円。補正後9,560万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして、113ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。5款1項1目繰越金、補正額24万6,000円の減額でございます。前年度繰越金の調整でございます。

次ページでございます。7款1項1目下水道事業債、補正額3,540万円でございます。これは、事業補正に伴います市債の増額でございます。

次ページでございます。歳出、1款1項1目一般管理費500万円の増額でございます。内容といたしましては、13節委託料、下水道事業等地方公営企業法適用支援委託料として500万円を計上するものでございます。この下水道事業の地方公営企業適用事業支援委託料でございます。この下水道事業等地方公営企業法適用支援委託料という事で委託料を計上しております。この委託業務につきましては、現在、下水道事業会計を平成31年度までに公営企業会計に移行するよう、国の方から昨年27年度に通達が来ております。現在の下水道会計は、地方財政法第5条第1項に規定する、公営企業法を適用しない事業として、現在、会計処理をしておるところでございます。この下水道事業につきましては、全国的な課題として近年、施設の老朽化、あるいは人口減少による料金等の収入の減少などにより、経営環境の厳しさが増しているという現象が起きております。こうした中、各自治体におきましては、この下水道事業の経営基盤の強化をはかるために経営成績あるいは財政状況など、自らの経営状況の的確な把握が必要であると。そうすることにおきまして、経営の健全化につなげるのが目的であるというところでございます。この公営企業会計におきましては、現在、普通会計処理しておりますけれども、市におきましては、現在開発公社、あるいは道の駅等で行っております会計処理、つまり貸借対照表それから、損益計算書、あるいはキャッシュフロー等の計算書等の財務諸表を作成することによりまして、経営状況を明確化するというのが国の通達でありまして、平成32年度からこの会計をするようにというふうな通達がございます。本年度早々に、この業務に着手したいというふうに思っておるところでございます。この業務内容につきましては、当然基本計画業務を元に基礎調査、あるいは資産の調査、それから評価業務等行いまして、法適化に伴う事務手続きの業務、最終的には企業会計システムの構築というところで単年度には当然無理でございます。国が示すように、31年度までこの企業会計法に移行するために、28年度より取り組みを計画しておるところでございます。初年度といたしましては、平成8年及び平成9年から下水道事業行われてきておりますので、その時代からの資産の状況等の洗い出しを行いながら、資産の評価を行い、現時点までの資産の評価をやっていくと、それに基づいて貸借対照表を作成しながら経営状況を把握していくという事でございます。このために、本年度追加でございますが、委託料として500万円を計上しておるところでございます。

続きまして、予算書の方でございますが、次ページ116ページでございます。2款1項1目公共下水道建設費3,007万2,000円の増額でございます。内訳といたしましては、需用費及び役務費で修繕料及び車検等手数料及び自動車損害保険料という事で7万2000円の緊急的な増額補正をしております。これにつきましては、公用車14号車が、当初予算の時点では平成15年式という事で経過年数がかなりたっていました。調子も悪く、次の

車検の時には廃車を計画しておりましたが、ある程度の修理によりまして走行可能ということになりました。現在でもややもしますと、公用車が不足するという事がございますので、急遽車検を受けて再度また利用しようというところで今回補正予算をあげているところでございます。

続きまして、15節の工事請負費でございます。3,000万円の予算計上をしております。これにつきましては、主な場所といたしまして浮羽町アリーナの西側でございます。県道のうきは久留米線。現在、県道整備におきまして、この改良工事が一昨年から行われております。現在用地交渉等もかなり進んでおりまして、住宅等もかなり移転等も行っております。移転対象者の方々におかれましては、今後もうきは市で生計をなしたいというところで、アリーナ近辺の県道沿いの方に新しい住宅を建築しておるところでございます。今回、住宅8戸ほどございますけれども、その下水の整備ということで管路築造工事を予定しているところでございます。それが主な工事費でございます。一部国道210号線沿いの占用しております下水道管路工事、これについて部分的に舗装の老朽化等が見られますので、そちらの方の維持修繕工事の方も一部計上しておるところでございます。

次ページでございます。4款1項1目予備費、補正額8万2,000円でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） お尋ねいたします。115ページで、下水道事業等地方公営企業法適用支援委託料ということで500万円ということになっております。今、御説明ありましたように、28年度より取り組みを始めると、31年度決算、32年度からということですが、今後の計画について、企業会計への移行にかかる年度別の計画というのがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この企業会計移行につきましては、どうしても単年度では出来ないというふうに国の方からも指導がっておりますし、近隣の移行をしております市町村等調査致しまして、やはり複数年必要だということでございます。まず、28年度におきましては、基礎調査が基本だというふうに考えております。この予算成立後、できればプロポーザル方式等によりまして、業者選定いたしまして、業務委託を行う予定にはしております。まず、初年度に基礎調査、それから次年度におきましては、資産の評価及び法適化

に伴う事務手続きの準備。30年、31年にかけて、それに伴いますシステム等の構築を予定しておるところでございます。

近隣の先行事例ということで、予算的なものを調査しておりますけれども、総額でいきますと、4千万5千万とかかるのかなと。ただ、これは全国的規模でこの公営企業会計の移行が行われています。そういったコンサル状況、業者に聞きますとかなり今手がいっぱいということも聞いております。今後、予算成立後、そういったところも含みながらうきは市におけるこの企業会計移行、当然単年度ではできませんので今3カ年間を予定しておりますのでそういったところを進めていく予定をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうしますと、これから委託先をプロポーザル方式によって選定していくということでございますけれども、次年度以降についても同様に委託先について、今回決まったところがずっと継続していくということになるのかどうか、そのへんお尋ねしたいということと、下水道事業特別会計ということですが、これはそれ以外の会計もあるかと思うんですけれども、それのところの横の関係というか、会計方式そのものの委託をするわけで、この下水道事業だけにかかる金額として、四、五千万ということなのかどうか。あるいは、それを他にも転用できるのか、そのへんもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この業務委託内容ですが、一応複数年の契約を予定しております。年度別契約をしてしまいますと、前年度の調査結果資料等をまた別の業者というふうになってきますと手間がかかります。一応、予定としましては、契約をいたしましたらその業者で3年か4年間のですね、業務委託を行いたいと思っているところでございます。

それと今、法適化に伴います、国の指導についてはこの下水道事業につきまして移行するようというふうな指導があつておるところでございます。現在、うちの方といたしましてはこの下水道事業のみを予定しておるところでございますが、国の今後方針と、また変わるかもしれません。ややもしますと、その下水道事業プラス、合併浄化槽もございましてそういったのも指導あるかと思ひますけど、実際公営企業会計に移行した場合に、事務量と言いますか、そういったところも原課の方ではノウハウを持ち合わせておりません。おそらくこれに移行した場合、会計の明瞭化、明確化等が見えてきた場合に、やはり合併浄化槽等の会計もというふうになるかもしれません。その時点で、合併浄化槽等の会計も検討する必要があるのかなと思ひますけれども、現在、国の指導によりまして、この下水道事業を言われ

ておりますので、今回は下水道事業の方の32年度スタートに向けて作業を進めていこうというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点のみ、財源についてお伺いします。債務負担行為で4か年単年度が詳細で500万を起債ということになりますが、4年間で単純に2千万の費用が必要だというふうに思いますが、これは公営企業の関係で下水道指定されての企業会計に移行ですね。この財源について国の方から何らかの措置があるのかどうか、交付税措置あたりなのか。その点についてお伺いをさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 財源でございますけれども、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費というところで、これは地方債でございます。公営企業会計適用債の財源を予定しているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 直接、住環には関係ないんですけど、116ページの工事の下水道の整備ですね。アリーナの西側の県道拡幅に伴う住宅の移転ですね。それと、アリーナとナフコの間水路がありますよね。あそこが町境であり校区境であり行政区境なんですね。今回の移転に伴って、折敷町の行政区から千足にかわった事で校区が変わり、そして行政区が変わりということで、そのへんの線引きをですね、区境、町境の線引きを考慮したらどうかということを以前、提案したかと思うんですですね。3月議会だったかと思えますけれども。これは、学校教育課と総務課、市民協働推進課に絡みがあると思えますけど、そのへんの調整は、従来のままなのか、改正して線引きを変えたのか聞きたいんですけど。

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 字境の変更はあっておりません。ただ、住まわれている方に支障のないように、今まで吉井と浮羽の関係あると思えます。境などですね。従前の通りで構わないということで調整しております。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 慎重にですね、事前に校区が変わる、移転先が決まるということの時にですね、すでに行政区が変わったりというのがわかるわけですね。だから、今後もそういうところが出てくるかと思えますけど、微妙なところで、学校は転校しなくちゃいけない、区長しているのに区長も辞めないかん、行政区も変わる、隣に行ってるのに、全然、行政区が違うという非常に微妙なところなんですよ、複雑な。

もうひとつ、若宮と能楽の所ですね、市役所の向こうですか。そこの線引きも非常に微妙なところがあるんですね。だから新興住宅が建っていて、そこがどこの行政区に入るのかということで非常に微妙なところがありますからね、市道に確認する——市道昇格しますよね、認定の時にも僕は申し上げたと思いますが、そのへんを市道認定するけど、その新しくできた市道によって行政区が変わったり、どっちに行くかによって非常に違うんですね。だから、そのへんのところも市長が言われる、横軸を入れてですね、きっちり縦割りじゃなくてそのへんの調整を今後もやっていってもらわないと、新しく入る人、それから転居する人、家を建て替える人、その人達が非常に困惑した状況になるわけですね。

だから、そのへんの線引きの所も検討することも考えながらですね、市道認定も含めて、今回は県道なんですけど、そのへんも含めて判断して行ってほしいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 今回は、県営事業ということなんですけど、市の事業等によりそういった変更等が出てくる場合は、地元調整も含め、横の連携ですね、管理職会議等で図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 他にありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず115ページで、下水道事業等地方公営企業法適用支援委託料ということで、28年度から始めて31年度まで4年間ということですが、これは年度によって金額が若干変わってくると思いますけれどもね、現在うきははではですよ、これに類する事業として、農業集落排水事業、それから福富でやってあります、簡易水道事業ですね。それからうきはの山間部でやってあります、浄化槽整備事業というのがあるわけですよ。これらについては、今、決算書の中では地方公営企業法適用ではないけれども、ああいうような決算書が作られているわけですよ。

そこで、下水道事業というのは本当は、公営企業法適用対象事業にはなってないけれども、国の方が盛んに進めているのは、しばらくすると下水道事業というのは大変な保守事業が出てくるということで、せんだって国土交通省が試算をしておりますよ。耐用年数が、施設については15年ということです。ちょうど、うきはもやがて施設は15年になります。管渠については、30年という年数は来てないけれども、この下水道事業というのが、全国的に加入者が減ってきているものですから、大変な維持管理費がかさんでくるということが国土交通省の調査で分かっているわけです。この地方公営企業法の適用になりますと、この法律の1番の目的が、その収入でもって経営しなさいということですね。ということになりま

すと、うきは市の下水道事業というのは、毎年、毎年6億あるいは7億というような、一般会計の繰り入れをやっているわけなんですよ。こういう繰り入れがストップされるのかどうかということですね。繰り入れは地方公営企業法からやりますと、例えば消火栓とかそういうものについては、水道法では一般会計からの繰り入れは可能であります、下水道事業についても繰り入れが認められるかどうかということが1点です。

それから、一般会計の決算報告も企業会計方式に移行しなさいということが決められていますね。盛んに国の方から指導があっているが、この一般会計の企業会計方式というのは何年度から始めるの。これでいきますと、下水道事業というのは32年度からということですね。では、一般会計は国の指導では何年から企業会計方式に改めなさいと言ってきてありますか、一般会計はどうなるかということをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この下水道事業、まさしく、うきは市と同じような経営体系、人口3万人前後での下水道体系営んでおりますのが、全国的に見ますと814団体がございます。今、議員さん言われますように独立採算制度でやった場合に、この下水道事業が本当に会計が経営できるのかと言いますと、やはり一般会計から繰り入れもかなりやってきておりますし、今までハード事業におきましては、それ相応の工事費が必要になったわけでございます。現在も百何十億もあるわけでございますけれども、ただ公営企業会計に移行したからということで、いきなり独立採算制度をもってやれということになりますと、じゃあ、利用料金をいきなりという考え方になってしまうわけでございます。

やはり、国の下水道事業と言いますのは、都市部と農村部の生活環境の差をなくすために、国、県の国庫事業等がありまして、町村部の下水道事業が進められてきたものだというふう理解しております。そうした中、やはりこの公営企業会計に移ったからと言いまして、独立採算制で歳入歳出を運用できるかという当然それは出来ないというふうに思っておりますし、当然、現在も一般会計の方から繰り入れを行いながら会計をやっているところと思えます。国の方から32年4月から公営企業会計に移行するという通達でございます。その後におきまして、一般会計からの繰り入れがどうかというのは確認しておりませんが、当然、その会計繰り入れがないと、いきなり使用料をあげる事は無理だと思います。ですから、この企業会計に移行する目的というのは、各自治体の下水道事業会計がどういった状況なのかと言われますように、やはり施設等も次の時代では、大きな更新等の事業費のかさんでくると思えます。

そういう中で、ある程度の収支のバランスを見ながらそういった状況を踏まえて次のステップ、維持補修等の事業に移っていかなければならないと思っております。

正直、32年4月以降、公営企業会計に移行した時に、繰り入れの制度がどうなるかというのは確認しておりませんが、やはり一般会計からの繰り入れが無くなるようになってきますと、当然下水道会計だけではやっていけない。やるためには、また市民の方に大きな使用料の増額になろうかと思しますので、企業会計移行については、もうちょっと調べて、繰り入れにつきましては調べていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 一般会計。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 一般会計の公会計について御質問ございましたので、それについてお答えいたします。

一般会計につきましては平成29年度より、全国市町村公会計導入ということで進めておるところでございます。なお、やり方につきましては、決算につきましてはバランスシート、損益計算書、財務諸表そういったかたちでの決算を行う、そういったかたちでの導入を現在進めておるところでございます。決算がそういったかたちで発表するというので、現在の事務におきましては、現行の予算書なり今後も進めていく形になります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園 三次郎君） 問題は下水道事業、大変な赤字状態であるわけですね。

とにかく収入が上がらんもんですから、借金が返せないという状況なんですよ。したがって、一般会計から確か54億くらい繰り入れをやっていると思います。ちょっと資料ありませんけど。これ、企業会計になった場合は、企業会計の原則がそうなんですよ。収入を持って歳出にあてるということが原則になってありますからですよ。下水道事業については、そういう特例が認められるかどうかということを確認してくださいよ。じゃないと、それが認められないということで、地方公営企業法の適用を受けますと、一般会計からは繰り入れができないということになりますと、いわゆる下水道使用料金に転嫁せざるをえなくなってくるわけですよ。そんな事になりましたら、大変な事が起こってまいりますからですよ。法律を適用除外の条文をつくってもらえるかどうか、国の方ですよ。今の場合だったら、適用除外はならないわけでしょう。下水道事業等地方公営企業法適用されたら、一般会計からの繰り入れが認めていませんからですよ。これは除外されるかどうか。

それからもうひとつは、29年度から一般会計も、こういう企業式の会計に移行するというのでありますが、総務省からガイドラインかなんか来てるわけでしょう。これ、いつ来てるわけですか。すでに、全国の市町村に発送しているという記事を見ましたけれども、現在813の市の中で、すでにガイドラインに沿って16年の決算を作ってる市もあるでしょうが。だから、いつ書類が来ているかどうか、総務省から発送している記事がありますから

ですよ。これについて答弁お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この公営企業会計の総務省からの通達でございますけれども、平成26年8月骨太方針のガイドラインが示されまして、27年1月に総務省から公営企業会計の適用についてというふうな要請が来ておるところでございます。（発言するものあり）

それと、この公営企業に移行した時点での一般会計からの繰り入れ、これにつきましてはこの適用年度が32年4月からでございます。すでに、これに移行した団体等もございますので、そういったところに調査いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 国からの通達の関係でございますけれども、平成27年1月27日発信の、当時の高市総務大臣でございますけれども、各地方公共団体に対しまして、総務大臣通知ということで公会計への移行推進ということで、今後、5年間のうちに公営企業会計適用推進に関する要請があつておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。6番、上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 確認です。今いろんな意見が出されておりますが、大体、経営状況というのは貸借対照表、それから損益計算書を作成しておかないと経営が見えないと思っておりますので、私は各課でそういうのがされてあるものと思っておりました。それで、初めてこういう事が出てきましたので、まず事業している課は、全くこういうのは今までつけてらっしゃらなかったのか、私もびっくりしましたのでお尋ねですが、つけてなければ、今後していくということでしょうけれども、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 特別会計につきましては、決算段階での財務諸表、損益計算書、そういったものの作成は行つておるところでございます。

一般会計につきましてはですね、単式簿記と言いますか要するに歳入と歳出、こういった単式関係の予算書で実施しておるところでございます。単式簿記と複式簿記の大きな違いでございますけれども、複式簿記を導入することによって、常時、経営体制が把握できる。支出と収入が発生主義と言いますか、そういったかたちで月ごとあるいは、日にちごとに会計がなされる、そういった大きな違いはございます。地方公共団体におきましては、特別会計におきまして決算段階では、簡単な要約したような財務諸表関係は作成いたしております。問題となりますのが、減価償却に該当する部分がなかなか把握が難しいというところがござ

います。今回、公会計導入いたしますのは、そういった過去にさかのぼる、例えば下水道関係に膨大な投資をやってきておりますけども、そういったものをきちっと把握して、減価償却をきちっとできるようなそういった会計を今後、構築するという内容でございます。

一般会計におきましては、こういったかたちで決算段階でないと最終的な赤字なり繰越金とかそういったものは見えない、そういったことで行ってきおるとというのが実情でございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、可決することに決しました。

日程第14. 議案第70号

○議長（榎川 正男君） 日程第14、議案第70号平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算119ページでございます。

議案第70号、平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万2,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,993万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

125ページをお願いいたします。

2、歳入、4款1項1目繰越金、補正額63万2,000円でございます。前年度繰越金の確定に伴います、補正でございます。

次ページでございます。歳出の部、3款1項1目予備費、補正額63万2,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、可決することに決しました。

日程第15. 議案第71号

○議長（榎川 正男君） 日程第15、議案第71号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算127ページでございます。

議案第71号、平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,578万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして131ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業、補正前の限度額、410万円。補正後の限度額、590万円。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

続きまして、135ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。1款1項1目浄化槽整備事業分担金、補正額33万円。現年分といたしまして、分担金の補正をするところでございます。

次ページでございます。3款1項1目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金でございます。補正額104万3,000円でございます。内訳といたしましては、循環型社会形成推進交付金でございます。

次ページでございます。7款1項1目繰越金、補正額43万1,000円の減額でございます。前年度繰越金の確定に伴います補正でございます。

次ページでございます。9款1項1目浄化槽市町村整備推進事業債、補正額180万円でございます。これにつきましては、浄化槽市町村整備推進事業債の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。次ページでございます。2款1項1目浄化槽建設費、補正額312万9,000円でございます。これにつきましては、下水道が計画区域でない浄化槽を設置する事業費でございます。この浄化槽設置につきましては、現在すでに4基発注しております。当初予算7基計上しておるところでございます。3基分の追加補正をするところでございます。平成27年度実績としては、10基。前年度26年度においては、13基の設置をしております。今後、市民からの要望に対応すべき浄化槽設置の工事費として3基分を計上するところでございます。

次ページでございます。4款1項1目予備費、補正額38万7,000円の減額でございます。これにつきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、可決することに決しました。

ここで、暫時休憩とします。再開は13時15分再開します。

午前11時58分休憩

午後1時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第16. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案質疑を行います。

議案第63号、平成28年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出の方から項ごとに担当課長より重点事項を説明して頂き、質疑に入りたいと思えます。この補正予算は、委員会付託になっておりますので、できるだけ所管外の所を聞いて頂きたいと思えます。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第63号、平成28年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億4,619万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億636万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。平成28年8月9日提出。うきは市長高木典雄。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。1、追加。事項、期間、限度額の順に読み上げて説明させていただきます。

まず総合健診等委託料、期間、平成28年度から平成31年度でございます。限度額につきましては、当該契約に基づく総合健診等委託料の総額でございます。これにつきましては、現在の総合健診の契約が今年度で終了いたしますので、次年度以降3カ年の契約を今年度中に交わすための債務負担行為の設定をお願いするものでございます。委託の内容につきましては、各種のがん検診が8項目、39歳以下の基本健診、結果通知の業務でございます。国保会計の特定健診の委託料が、午前中説明ありましたが、それ以外の方でございます。

続きまして、御幸小学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度まででございます。限度額が3,204万5,000円。

続きまして、千年小学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度でございます。限度額が2,359万1,000円。

続きまして、吉井小学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度までです。限度額2,359万1,000円。

続きまして、福富小学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度までです。限度額2,359万1,000円。

続きまして、江南小学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度までです。限度額2,192万7,000円。

続きまして、浮羽中学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度までです。限度額3,204万5,000円。

続きまして、吉井中学校給食調理等業務委託料、期間平成28年度から平成31年度まで

です。限度額3,204万5,000円になっております。今回、学校給食を委託しております、各業務につきまして、委託期間を統一いたしております。そういった関係で、今回7校分の調理委託をあげているところでございます。以上、8件におきまして、複数年の契約を行う為債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして9ページ、第3表、地方債補正でございます。1、追加。起債の目的が、防災対策事業、限度額、1,570万円。起債の方法は証書借入でございます。利率、償還の方法につきましましては、記載のとおりでございます。事業の内容につきましましては、元有小坪線の防災工事関係でございます。場所は調音の滝公園の入り口の市道にあたる分でございます。こちらの方の自然災害発生防止関係の事業充当分でございます。

続きましてその下、公共土木施設災害復旧事業。限度額、2,380万円。起債の方法、証書借入。利率、償還の方法は記載のとおりでございます。事業の内容につきましましては、今年度の災害復旧事業関係が1,480万円。同じく、今年度の大雨によりまして百年公園の北側ののり面が崩壊をいたしております。その復旧工事関係が900万円。合わせて2,380万円でございます。

続きまして、2、変更。起債の目的、合併特例事業、補正前の限度額が、3億6,510万円。補正後の限度額が、5億1,780万円。1億5,270万円の増額でございます。起債の利率、償還の方法については変更ございません。これにつきましては4件の事業が関係をいたしております。まず、最初の方で説明あるかと思えますけど、庁舎のLED化によります工事費関係が2,080万円。それから千年保育園のトイレの改修、1,280万円。それから一般道路の改良事業1億1,380万円。それからスポーツアイランドのテニスコートの改修事業、530万円。以上の4事業合わせた分の増額でございます。

続きまして、辺地対策事業、補正前の限度額が6,160万円。補正後の限度額が8,610万円。2,450万円の増額でございます。内容につきましましては、辺地道路の改良分でございます。

続きまして、緊急防災・減災事業、補正前の限度額が2,390万円。補正後の限度額が4,720万円。2,330万円の増額となっております。事業につきましましては、消防自動車1台の購入分1,950万円、それから防災無線の改修分380万円、合せて2,330万円の増額でございます。

続きまして、臨時財政対策債、補正前の限度額が4億4,200万円。補正後の限度額が3億9,424万6,000円、4,775万4,000円の減額でございます。これにつきましては、臨時財政対策債の発行可能額の確定による減額でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ひとつだけ参考までにお聞きします。

9ページで庁舎のLED化、2,080万円入っておりますが、約何%ぐらいに相当するかを聞きたいと。

○企画財政課長（金子 好治君） 今回、本庁舎の1階から3階までのすべての照明につきまして――。（発言あり）済みませんでした。西別館、それから本庁舎合わせて、照明関係をLED化する予定でございます。（発言あり）100%です。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に2款1項総務管理費の説明を求めます。

担当課長は順次説明願います。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 総務課長楠原でございます。御説明申し上げます。補正予算書の29ページをお開きください。

2款1項5目庁舎管理費、15節工事請負費でございます。補正額が2,192万円の増額補正を計上させて頂いております。財源内訳につきましては、地方債2,080万円、一般財源112万円でございます。工事の内容につきましては、市役所庁舎の1階から3階まで、西別館、庁舎東側の付属棟の照明をLEDへ更新するものでございます。工事カ所数につきましては庁舎が1,783箇所、西別館が205箇所、東棟が117箇所、合計の2,402箇所を予定しているところでございます。

今回の工事につきましては、リースでの対応等につきましても検討いたしました。4年リースの場合、5年リースの場合、それから8年までのリースの場合と。それぞれ検討しましたけれども、リース料として300万円から400万円ぐらいのリース料が発生いたします。そういったことから、リース契約を長くした契約で単年度の負担を軽減することは可能でございますが、その間のリース代も生じます事から今回につきましては、購入により設置の予定をしているものでございます。

以上でございます。

○企画財政課長（金子 好治君） 7目財政調整基金費、補正額5億6,554万7,000円でございます。内容につきましては、各種基金の利子及び配当金及び売却の運用益の積み立てでございます。内訳といたしまして、今回財政調整基金につきましては利息が3,299万円プラス繰越金の2分の1、3億9,000万円を合わせまして、積み立てる予定でござ

ざいます。

以下の基金については、記載のとおりでございます。今回、福祉基金、振興基金、森林整備担い手対策基金につきましては、満期まで所有していた場合の運用益と今回売却した場合の運用益を比較いたしまして、現在売却した方が有利であるということになりましたので、今回国債合わせて13億になりますけれども、その売却を行い積み立てるところでございます。

以上でございます。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 8目企画費でございます。8節報償費5,000万円。これにつきましては、ふるさと納税の返礼品の記念品代でございますが、骨格予算でございましたので今回通年の予算といたしまして、ふるさと納税の歳入を1億上げさせて頂いております。それに伴い、約半分相当を記念品として贈らせてもらっておりますので、その分の5,000万円でございます。

続きまして、12節役務費、224万9,000円でございます。内訳につきましては、通信運搬費、138万5,000円。これにつきましても、ふるさと納税にかかります、パンフレットとかカタログ等の郵送料にかかるとございまして、これにつきましても、通年分の予算措置でございます。

続きまして、手数料でございます。86万4,000円。これにつきましてもふるさと納税のクレジット決済の手数料でございます。これにつきましても通年分として不足分をあげさせてもらっています。

続きまして、14節使用料及び賃借料でございます。113万4,000円。これは機械借上料でございますが、ふるさと納税等のいろんな通知を送るとき手作業で今までやっておりますが、件数も増えておりまして集中的な作業が必要となりますので、今回、封入封緘機をリースで借り入れる事しております。月額15万円で7カ月分に消費税の金額でございます。この封入封緘機につきましては、うきはブランド推進課以外にも税務課等いろんなところで活用できるということで、うきは市の中で使っていく予定でございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございます。361万円。ひとつが空き家リフォーム補助金でございます。350万でございます。こちらにつきましては、当初500万円の空き家リフォーム補助をあげさせて頂いております。想定以上の空き家リフォームの移住者が増えておりまして、特に市外からの移住者と姫治地区への定住が多くなっております。すでに予算が尽きてるところでございますので、今回350万円の空き家リフォーム補助金を計上させて頂いております。

続きまして、九州経済調査協会負担金でございます。11万円でございます。こちらにつ

きましては、一般的に九経調と呼ばれておりますけど、九州沖縄山口エリアの地域のシンクタンクでございます。570社余りの企業・自治体・大学が会員となっております、今後うきは市が地方創生の推進にあたりまして企業との連携、大学とかの連携とかも視野に入れていく必要があります。九経調、非常に歴史のあるシンクタンクでございます、今後、情報の収集とかセミナーも多く開催されております。知識の習得等に役に立つと考えられますので、今回協会への加入ということで負担金を11万円上げさせてもらっております。

続きまして、9目地域活性化推進費、19節負担金、補助及び交付金、850万円でございます。こちらにつきましては、個性あるまちづくり事業費補助金でございます。ことしより要綱等見直しまして、補助率のかさ上げ、限度額をあげさせて頂いております、すでに数件の採択を行っておるところでございます。交付金につきまして、相当数の相談等受けておまして850万程度必要になることが想定されますので今回、増額の補正をあげさせて頂いてるところでございます。

○総務課長（楠原 康成君） 11目電子計算処理費、15節の工事請負費でございます。補正額が40万円の増額補正を計上させて頂いております。財源の内訳につきましては、全て一般財源でございます。工事内容につきましては、2件でございます。1点目が地域イントラネットにおきます、光ケーブルの専用回線が市内の小中学校と保育所を接続されております。光ケーブルにつきましては、九電柱とかNTT柱を経由して接続をしているところがございます。今回の工事につきましては、千年小学校並びに千年保育所への接続線につきまして、NTT柱及びNTTの地下管路を使用し、210号線バイパスを横断しているものですが、経由しておりますNTT柱の移設に伴います、地下管路への埋設のやり直しの工事が発生したものが1件でございます。

それともう1件は、浮羽町の田籠地区内の市民の方の転居に伴います、ケーブルテレビ回線の引き込みの分でございます。九電柱から居宅までの引き込みにつきましての工事が発生をいたしましたので、この2件分の工事費を増額補正ですけれども計上させて頂いているところでございます。

以上です。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 14目地域コミュニティ推進費でございます。19節負担金、補助及び交付金、500万円の増額補正です。江南校区の太田区が分館を大規模改築するにあたりまして、うきは市行政区公民館等新築等に対する補助金交付条例に基づき、補助対象経費の10分の4、上限500万円を補助金として交付するものです。公民館等新築等補助金につきましては、例年10月に工事要望を取りまとめ、次年度の当初予算に計上しておりますが、昨年10月時点ではこの合意が得られずにその後、合意が整ったため、3

月で御相談があったものです。

現地確認の結果、老朽化が激しく玄関等で雨漏りもしておりますし、公民館活動に支障きたしております事から、区の強い要望もあり補正予算で対応するため増額補正をお願いするものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 8目19節空き家リフォーム補助金350万だけど、場所が分かれば場所を教えて頂ければと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 場所につきましては今回、7月までに8件の採択を行っております。まず、姫治地区につきましては3件でございます。姫治地区以外について5件となっております。姫治の中の詳細も——。(発言あり)姫治の内訳でございますが、全部小塩でございます。3件とも。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今回の予算の補正資料をいつも当初予算の時は、頂いていましたよね。今回は、ないみたいだから質問がかなり増える気がしますから、臨時議会ですけど補正資料あればですね、細かい事聞かなくていいのかなと思いますが、ないみたいですから聞かして頂きます。

8目企画費のふるさと納税の件なんですけど、報償費が増額になっていますけど記念品代ですね。熊本の地震以来、ふるさと納税の商品の申し込みが少ないと聞いていますけど、そのへんの影響がどういうふうになっているのか、推移の現状を教えてくださいなんですけど。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 平成27年度からの比較でございますが、4月から6月までにつきましては、前年の1.5倍程度増えております。熊本地震の影響がどこまであるのかちょっと把握できておりません。7月が確かに金額では3割強減になっておりますが、こちらにつきましては、前年、草刈り機まさおくんの台数が2台ありまして、そちらの額が相当な額になっておりまして、その分の影響で今回7月につきましては、前年比7割弱になっているかと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に2款2項徴税費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 31ページをご覧ください。2款2項2目賦課徴収費、補正額230万7,000円の増額補正でございます。内容は4節共済費、31万5,000円、社会保険料等です。7節賃金199万2,000円、臨時職員賃金でございます。これにつきましては税務課職員の出産及び育児休業に伴います臨時職員と嘱託職員の賃金と社会保険料の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の32ページ戸籍住民基本台帳費、補正額21万円。内訳につきましては、窓口受付整理発券機借上料でございます。内容につきましては、窓口に来庁される多くの市民の方々から要望がございました、整理券の発券機を市民生活課の住民窓口に1台設置するものでございます。発券機の価格につきましては本体価格約160万円、5年リース料率1.85とし、月額2万9,600円。3万円の7カ月21万円を計上しております。以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書の33ページをお開きください。2款4項5目衆議院議員補欠選挙費でございます。補正額は920万8,000円の増額補正を計上させて頂いております。財源内訳につきましては国県支出金で、同額920万8,000円となっております。補正理由といたしましては、本年10月23日に予定がされております衆議院議員補欠選挙の経費といたしまして、1節報酬から14節使用料及び賃借料までの各経費を、前回の衆議院議員選挙の実績を参考として今回計上させて頂いているものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 管理者並びに立会人というのは、どういう基準で選ばれているかというのが1点目。

2点目は、ほとんど自治会長さん及び事務局長さん、そういう人がなっているけど、どういう関係でしているのか。

3点目は、これから18歳選挙になっているから、若い人を登用したらどうか。

以上3点。

○総務課長（楠原 康成君） 投票管理者とか立会人の選任の関係でございますけど、特に基準としてございませんので、その中で現状で言いますと自治会長さんあたりの方をお願いしているのが現状でございます。

若い人への登用についても、確かにそういう部分があるかと思えます。なかなか、1日朝から拘束するというふうな状況でございますので、そういった分についても検討させていただきたいと思えますが、なかなか厳しい部分もあるかと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明願います。保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 補正予算書35ページをお開きください。3款1項3目老人福祉費でございます。19節負担金、補助及び交付金414万円の増額でございます。内訳としまして、シルバー人材センター運営費補助金130万円、地域就業機会創出・拡大事業補助金284万円でございます。

それぞれについて御説明申し上げます。まずシルバー人材センターの運営費補助金でございますけれども、平成27年度は国から900万円、そして市から670万円、福岡県から230万円が措置されていたところでございます。そのうち福岡県の補助につきましては、平成18年度から27年度までの10年間、シルバー人材センターの定着促進のために実施されていたものでございました。しかしながら県からの補助金が10年間限定であったため平成28年度におきましては県から措置されていた補助金分230万円のうち130万円に限り市において負担するものでございます。

続きまして、地域就業機会創出・拡大事業補助金284万円でございます。この事業でございますけれども、厚生労働省の地域就業機会創出・拡大事業としまして、うきは市シルバー人材センターが実施するものでございます。国庫補助率が2分の1以内であり、事業に要する経費の2分の1程度を国が負担し、残りを市が負担するものでございます。単年度ごとの国の採択を経て、最長3カ年の事業でございます。具体的な事業内容でございますけれども

も、剪定の際に出る剪定くずであるとか、竹を破砕して堆肥化して販売することなどにより高齢者の就業の機会創出するものでございます。できるだけ、早い時期に剪定くずや竹の破砕、堆肥生産、販売を軌道に乗せることにより、剪定くずや竹等の処分料や肥料の販売料の収入でシルバー人材センターが単独で事業を展開していくことを目指すものでございます。

それから先日の全員協議会で三園議員から御照会頂いておりました、県内のシルバー人材センターの設置状況ですけれども、設置市町村が54市町村、それから未設置の市町村が6市町村でございます。

それから、設置市町村の54市町村の内訳でございますけれども、単独が36市町村、それから複数の市町村で設置している、広域型と言われるものが6箇所、18市町村でございます。

以上でございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 4目社会施設福祉費、13節委託料123万3,000円。15節工事請負費5,349万7,000千円の増額補正でございます。委託料につきましては、総合福祉センターの外壁工事、これは設計につきましては27年度で終わっておりますので工事の監理の業務委託料でございます。15節総合福祉センターの外壁工事ですけども、5,300万円です。総合福祉センター、県より買収いたしまして老朽化により雨漏りがしておりますので、27年度で屋上の塔屋を改修いたしました。今年度は、外壁を改修いたします。

慰霊塔外壁等改修工事費につきましては、若宮八幡宮の駐車場東にあります、戦没者の慰霊塔の改修でございます。これも老朽化し、慰霊塔の入り口のところの縁石が落ちたり中に雨漏りがしてあるということでございますので、補修を行います。これが49万7,000円でございます。

以上です。

○保健課長（増岡 寿君） 続きまして、8目介護保険対策費でございます。19節負担金、補助及び交付金として92万7,000円の増額でございます。これにつきましては地域介護福祉空間整備等補助金ということで介護事業所における介護従事者の腰痛等の負担軽減のために介護ロボットを購入する際の購入費を補助するものでございます。財源につきましては、全て国庫補助金でございます。市内の事業所に案内しましたところ、2つの法人から申し込みがありました。そのうち1法人が辞退しまして、1法人のみということになりました。1法人あたり92万7,000円の内示を受けていることから、今回補正予算を計上するものでございます。

続きまして、9目地域支援事業費49万5,000円の増額でございます。内訳としまし

て、19節負担金、補助及び交付金で48万6,000円でございます。そして23節償還金、利子及び割引料で9,000円でございます。

それぞれにつきまして御説明申し上げます。まず、高齢者の生きがいくりと健康づくり推進事業費補助金でございますけれども、これは浮羽町の方で浮羽町陶芸部が使用しております、うきは市図書館の東側駐車場にあるプレハブのスロープ設置と、それから隣接する倉庫の床の改修に伴う経費でございます。スロープにつきましては、現在、木製のスロープが設置されているところですが、長年の雨風により腐食が進んでいることから今回コンクリート製のスロープを設置するものでございます。また、倉庫の床につきましても、現在、木製であるんですが、長年老朽化が進んでおり歪みが生じ、また滑りやすくなっていることから今回コンクリート製の床に改修するものでございます。

それから、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業補助金返還金でございます。これにつきましては、昨年度から実施しております、低所得高齢者等住まい生活支援モデル事業の平成27年度実績確定に伴う返還分9,000円でございます。

以上でございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 10目臨時給付金事業費。3節職員手当等75万円、4節共済費18万円、7節賃金161万1,000千円、9節旅費1万1,000千円、11節需要費60万円、12節役務費208万2,000円、13節委託料287万3,000円、14節使用料及び賃借料4万円、20節扶助費3,900万円でございます。

28年度の臨時給付金の予算でございます。今回は1人3,000円の給付金ということになっております。なお、障害・遺族基礎年金生活者に対しましては、3万円の増額になります。給付金につきましては、8,000人を見込んでおりまして8,000人掛ける3,000円で臨時福祉給付金が2,400万円。そのうち、500人が障害・遺族基礎年金生活者であると見込んでおりまして、500人掛ける3万円ということで1,500万円。合わせて3,900万円ということでございます。

申請につきましては、年金等の給付金の方が終わっておりませんが、10月25日から申請受け付けをし、1月末までで終了する予定でございます。場所は未定でございます。衆議院選挙が、10月11日に告示され23日投票ということで1階の会議室がその日まで使えませんがそのへんについては検討課題でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 3目の地域就業機会創出・拡大事業補助金についてお尋ねし

ます。

全協の説明の折には、自分たちの集めた分だけの剪定分をするだけという話でしたね。それじゃなくて、なかなか私も含め市民の人たちも剪定のあとの焼却もされないし困っているので、そういうのも一緒に集めたら収益も上がるんじゃないかと思いますが、その2つお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 全協の時に御説明しておりましたとおり、会員が剪定したものに限りということで考えております。それからご提案のありました、会員以外の方が剪定された分を処理する分もということにつきましては、ちょっとそれにつきましては、今の段階で発言は出来ませんので、また検討させて頂きたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 3番、熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 金額が小さいからか何か分かりませんが、そういう事をしていかんと3年で終わるんじゃないかと思って、そうしていった3年後続ける計画もあるんですか。お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 4年目以降でございますけれども、当然、計画はございます。

○議長（櫛川 正男君） 3番、熊懷議員。

○議員（3番 熊懷 和明君） 計画はあると思いますけど、ちまちまやっていったその後も続いていくかいかないかで、後はどういうふうを増やしていくかどうするかもあるうけ、そのところまで考えてやっているのかということを知りたいんです。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） これにつきましては、堆肥の収入であるとか、今度剪定した際の処分料の収入であるとかそういったものを見込んでおりますので、そういったところからある程度の確保ができるのではないかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは、文教の方に付託される案件ではありますが、まず全協の方でも熊懷議員の発言があったのもひとつの大事なところでございますが、まずこの事業、全体像がまず見えない、この間申し上げた通り。まず申し上げたいのは、シルバー人材センターが保健課の所管だからこういう事業をやる、それは単純理屈でわかるんですよ。申し上げたとおり、この事業内容というのは、事業主体そのものの内容は農林、またはブランドの関係にある小崎さん、チップの関係とか竹林の関係のですね、専門的に取り組んでいる。これは藤田副議長とも話したんですけど、全くその人たちは話を聞いていないと。

まず言いたいのは、市長が繰り返し横軸を入れるという話を再三私たち聞くんですけども、これ保健課のみなさん失礼ですけども、こういう事情の内容ですよ、保健事業の中で堆肥作りというものが果たしてできるんですか。これは、全協の時には補正予算が通ったならばそういう所管課と話し合いをしますと。そういう話やったでしょう。まず根っこで話して事業決定せないかんとやないですか。

そしてですね、場所も何も書いてなかったから、場所は中島畑だと。で、どういう設備なりシステムを組むのかというのもほとんどこの、一定の予算なりということはここに資料頂いておりますけども、こういう事業が整備費だけでも202万6,000円ですか。人件費等々出てきまして合わせて607万3,860円という金額がありますが、私は個人的に農業もやっていますけども、堆肥をつくる場所というのは、コンクリでいくつも層をつくって発酵する時には攪拌機で大きな機械が必要だと思うんですよ。これ、200万程度の機械だからどういうものかというのを想像できない。そして販売がですね、1年の推計で10万円円で販売と書いておるけど、どういう人員でどういう作業をしてどういう販売の仕方をするのかというのが、全く見えません。

こういう事業をですね、補助金が国から半分というけど、この予算書には、3款1項3目ですか。財源の中には国からというけど全くお金は入ってませんが、今から入ってくるんでしょう、これが。2分の1は国からと。国県支出金には空白で何もありません。これは、直接市に入らずに現場に行くということなのかどうかも分かりませんが、284万円ですね。まず、その根本のところをきちっと事業をやるなら成功せないかんとするならば、そのあたりまず市長お聞きしたい。この事業、横軸が1番大事なことと思うんだけど、全く聞いてないと話聞きましたからですね。こんな単発的に、その所管だからシルバー人材だから中身がどうあれ、そういう事業を進める事によってこれはどうなんですかね。聞いた時に全協ではそうは聞けませんでしたから、事前協議になりますからですね。それをまずお答えいただけませんか。それから入っていきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、基本的に押さえなくちゃいけないのは、うきは市の高齢化率が31.4%になりました。ますます高齢化率が高まっていくものと思われまます。そこで、我々の行政施策の大きな課題は提案理由でも申し上げましたように、全ての市民の皆さんがいきいきと元気に生活して頂く、そのためには65歳以上になっても元気な人がいっぱいいらっしゃるわけですから、生涯現役を旗印にしっかり社会参画して頂くと。こういう意味におきましては、今後シルバー人材センターの果たす役割というのは非常に重要だし、行政としても健康づくりという視点で、あるいは生きがいづくりという視点でサポートしていかな

くてはいけないと、こういうふうに基本的に認識しております。

そういう中で、今まで市からの補助金と県からの補助金、足しこんで同額を国が補助するという、厚生労働省の事業でスタートしていきました。県の方が今課長から説明あったように、当初から10年限定ということで昨年度でこれが消えていきました。それでは困るということですね、今福岡県市長会を通じてこの県の事業を継続して欲しいと、こういう要望はさせて頂いてますが、28年度は現実として県からの補助金が0になりました。その分国からの補助金が減るということでもありますから、倍、運営費補助金が無くなるということでもあります。そうしますと、非常にシルバー人材センターの運営が厳しいということでもありますので、何らかの市の独自の財政支援をということで要望も受けていたわけでもあります。昨年度が、230万受けていたわけですが、私の方がシルバー人材センターにやはり今後こういうふうに65歳以上多くなってくるわけですから、生きがづくり健康づくりでシルバー人材センターの必要性が非常に増していくわけですから、是非、自主事業も考えてくれとこういう事をずっと長く調整をさせていただきました。そういう中で、230万のうち130万はですね、市として補助するけれども、他は自主事業でということをお願いしていた結果、シルバー人材センターの方がこういう事で提案持ってきたわけでもあります。

全員協議会での説明が課長の説明でいくと、今までシルバー人材センターでいろんな市民の皆さんからのご依頼を受けて庭先の剪定なんかをやっておりました。その木くずをうきは環境施設センターで有料で処分して頂くということで、そういうやりとりをしていたやつを、全て自分の所で破碎して有価物にするとか、堆肥化するということで考えておられます。

私としてはですね、そこでとどまるのではなくて将来的には放置竹林、今、耕作放棄地で放置竹林の被害が大きく見受けられるんですが、そういうマーケットも広げてですね、しっかりチップの範囲を広げて事業拡大していってくれるのではないかと、このように承知しているところであります。

そうしますと、江藤議員御指摘の木材のチップであったり竹チップでありますと、ブランド推進課の事業、あるいは農林振興課の事業とダブってくるわけですが、そこの横軸が入ってないのではないかと、こういうことではありますが、とにかくこの事業を議会でお認め頂かない限りこの事業がスタートするわけではありません。是非、議会の御承認を頂いた後は、私が旗振り役として、そこの横軸というか調整はしっかりやらせて頂きたいとこのように考えています。

○議長（**櫛川 正男君**） 7番、江藤議員。

○議員（**7番 江藤 芳光君**） 市長のお話が冒頭にございましたけども、この趣旨については基本的には望ましい仕事ということは十分認めているんです。やり方の問題で元々この問

題は私も理事長さんが近所でありますから、時折相談受けていました。市民生活課の方もRDFとの関係で。今、農業事業も高齢化あたりで荒廃地になったところの柿の抜根、根っこを刈り込んで、この泥がRDF持ち込みがだめなんだと。これを解消する方法はないかということから話は始まってきているんですよ。だいぶちょっと前になりますけどですね。だから、この事業を立ち上げることは非常に望ましいんです。けども、やはり理事長さんとも二、三日前話しましたけど心配なのが、国の補助も頂いて事業として形はなしていきましょけども、果たしてこれを販売し、事業にレールのせていく、維持して発展していくという発展というのもそう簡単に行く事じゃありません。篠栗の話の事業の成功の話も聞きます。隣の田主丸町でもやっているという話を聞きます。ただ、そのあたりの経営の基盤というのを十分時間がないならなおさら結束を持ってからですね、決まってから話し合う。泥で縄なうという話の意味も聞こえますからですね、決まれば集まって話し合っやりましょ、予算を可決するちゅうのは、基本的にはそういうものがはっきりした技術更新というのをきちっと経営方針も出てから予算を出して到底これが実現するという本来のあり方だと思うんですけど、どうもそのあたりが事務的な流れだけで、やってる気がしてなりませんからですね。

これは文教の方でしっかり話があると思います。それ以上、追及したところでどうしようもありませんけども、そこしっかり踏まえてですね、横軸の問題他にもよく耳にします。市長がしっかり言うならば、それが末端に血が流れるような組織体でないと、なかなかこういう事が繰り返されるんじゃないかというふうに懸念いたしますので、私の発言はこれで終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁いいですか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 所管でありますので、詳しくは申し上げませんが、一言だけ強く訴えておきたい。江藤議員と似ておりますけれども、高齢化社会になりまして、やっぱり高齢者が生き生きとした仕事を持って幸せに暮らせるということがシルバー人材の目的でございます。以前から、私も企画提案型というのがあったわけですね。提案して、そして県から承認頂いて事業起こすということがあって、それが少し変わって今年から地域就業機会創出・拡大事業ということに変わったようでございます。私が申したいのは、この事業はですね、よく聞いてみますと6次産業の事業のように非常に幅広い。作って流通にのせて、そして販売していかないかん。それもですね3年間の補助でありますけれども軌道にのせて継続性がなくちゃいけないという事業でございます。大変失礼であります、シルバー人材もそういう経験がないと思うんですよ。

それから、保健課自体もそういう事業の計画はないということでもありますので、行政の方で各関係が今出ておりましたけど、うきはブランド推進課とかそれから農林振興課。そうい

うところを交えたプロジェクトチームのようなものを早く作って頂いて、そしてユーザーも確保しないといけないわけですから、JAとか森林組合とか耳納山麓土地改良区、ああいうところから竹材とかそういうものも貰ってこなきゃいけないし、仕事も貰ってこないといけない。そういう事がありますので、そういうところ総合的にですね、組み入れたチームを作って貰って、しっかりとした経営が成り立つようにですね、是非、お願いしたいということで答弁を一言お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 今議員からの御指摘を踏まえまして、関係各課、それからあと外の関係団体も含めてですね、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 粉にした物は、高品質のものを作り上げないといけないということで、いろいろ乳酸菌を混ぜたものとか作っているところがございますので、品質の高い製品を作りあげる。そうすれば、必ずユーザーは増えると信じておりますので、そういう面も含めてですね、先進地の事例も調査して頂いてよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他に。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 黙っとうと思ひよったばってん、堆肥の話が出たけんで質問をします。

簡単に植物、残滓、堆肥になると思っ取るかもしれませんが、竹とかで堆肥作るちゅうこつ自体が初めて聞くとですよね。私は、もう竹とか木材での堆肥——まあ木材でもかなり時間と労力がいらいます。草とか葉っぱなら簡単にできるけどですね。これ、販売まで目指しとるけんでですね、自分たちで事業起こして資金というか金を稼ぐということまでやっ取ります。そして、先程の市長の答弁では、耕作放棄地まで視野にいれとるという話です。

それでまず江藤議員から出ていましたが、場所と設備。どういう設備をするかも、ただ機械の購入だけですよね。そしてどんなふうにして堆肥を作るのか。そのへんをまずお聞かせ願いたいと思います。誰の発案か知りませんが。

それと、竹で堆肥ができるのか。まだ聞いたことありません私は。竹で堆肥作るちゅうとは。

その2点とにかくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 竹でございますけれども、篠栗町の方で剪定くずを利用した堆肥化作業というものをやっております。竹チップとか剪定くず。そして米ぬかとかおからをま

せてやっているようでございます。

そして、九州大学の方からも支援いただいて、土壌菌といいますか、そういったものを配合して作っているようでございますので、竹チップからも作る事は可能であるということでございます。

それから設備等につきましては、現地中島畑の方を想定しておりますけれども、そちらの方で——破碎機につきましてはリースの方で対応すると。それから梱包機であるとか、計量機であるとかコンパネであるとか、そういった堆肥化するにあたっての必要な備品ということで全協の時に申し上げました202万6,900円の中で対応しているということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） その設備ですね、どのような破碎機か知りませんが、今諫山議員から見せてもろうた新聞記事か、それは粉ですね。竹を粉にしとるごたるですよ。そこまでやれば竹でもできるのかなと思いますが、何というか野積みちいうか、堆肥というのはずっと重ねていくですね。普通、堆肥作るときは、全部設備して屋根から何から付けます。野積みではほとんどできません。いい堆肥は。

全協の時も出とったと思うが、切り返しあたりの機械とか、これ200万ぐらいでできるとですかね。出来るなら私も作りたいと思ひますよ、是非お願いします。200万ぐらいなら。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 借料のところで、タイヤショベルであるとかそういった機器類についてはリースで対応するというようにしております。（「屋根はいらんたい」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 中島畑の方に倉庫も設置してあるということで、そちらの方で対応も可能かと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。3回目。

○議員（7番 江藤 芳光君） 文教に付託されますので、言葉じゃなくて写真でも図面でもこういう構造で機械を据えてやるんですよときちっと説明しないと、話が空転するだけです。執行部のみなさんもうなずきよる人がおるから、これが本音じゃないですか。だから、付託されるまでに何らか皆さん説得できる資料を準備をして頂きますように、私は総務の方ですけども、いらん世話ですけどもよろしくお願いします。（発言あり）

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） なるべく準備したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 所管で後から説明せないかんかったけど、市長さんがお見えになっていますので、市長の方に質問したいと思います。

先ほどから、福岡県からの補助金が230万か。そのうち市が100万ということでございますが、あと130万は事業努力するということではございましたけど、この件からの補助金が18年度から27年度までということ限定されとったのを、なぜ、わかっていたにも関わらず、今頃補正で出すのかというのが1つ質問したいわけですが。これをこういう格好でしたら今から先いろんな問題が出てきた場合、大変な事だろうと思います。

それと2点目は、230万のうち130万を市が補助して100万をシルバー人材センターが事業努力するということではございますが、どういう基準で130万と100万を決めたのか、その2点、市長に伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず数字が議員、前段と後段が食い違ってますが、県からの補助金が230万のうち市が130万で残りは自主努力で何とか考えてほしいということでこういう木材チップの提案があったと、これをひとつ御理解頂きたいと思います。

なぜ、こういう臨時会にこういう補正で対応するかと、こういう事でございますが、まさにことしの当初予算は骨格予算でありました。シルバー人材センターを、どう今度将来に向けてどういうふうにならうかという自主事業に転換していくかというのは、大きな施策の更新でありますので新しい市長のもとで判断するのが妥当ということで当初予算から落としていたところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 所管ですので。佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 10年間とわかっと思ってですね、なんでシルバー人材が予算に出さんやったかかということを質問したいわけですよ。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大変失礼しました。そちらの御質問も頂いておりましたが、先ほどから申し上げていますように、県が切れてしまいますと、どうしてもシルバー人材センターがその県の補助の倍の分運営費に苦しみますので、私どもとしては、福岡県市長会を通じましてこの補助金の継続を訴えてきているところであります。それは、ずっと以前から10年限定でありましたから、シルバー人材センターも分かってたし、私どもも分かっていたわけでありまして。自然の流れで切れた中で、どうするかで今こうやってご提案をさせて頂いているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 35ページ10目臨時給付金の事業費についてお尋ねします。これはアベノミクスというけど、言い換えれば補助金のばらまきと批判が起こったわけですよ。それを市町村で事務させておりながらですよ、いわゆる一般財源から172万2,000円を足さなきゃ事業やっていけないわけですね。なぜ国は、国が進めている事業に対して地方公共団体にそういう負担をさせるのかということですよ。これについてまずお尋ねしたいと思います。

次の36ページのほうですね、確かに3,900万はですよ、これは給付金として一般に、一般というか該当者8,500人に渡してありますけど、その他の事務は国が見てもらわなきゃですよ、ここに人件費が上がってありますが、時間外勤務手当が75万と、それから臨時職員が161万1,000円、社会保険料が18万ということになりますと、この臨時給付金のために市は254万1,000円も負担がかかるということなんですからね。このへんはなぜこういう金額で引き受けているのかというのが1点ですよ。

それから、今もいろんな意見が出てありますけどもね、地域就業機会創出・拡大事業補助金284万ということですが、これは2分の1補助ということですから、いわゆる地方公共団体が半分補助しないと採択ならんというお話でありました。この就業機会創出というのは、なぜ、アベノミクスが進めております、まち・ひと・しごと創生事業にのらんかったのかどうかということですよ。わざわざ、別にもってきてありますけどもね。

それから、全員協議会の時も篠栗でやっておりますということですがね、篠栗でやっているはどういうものでやっているのかですよ。その資料なぜ提出できないのか。これは、今カラーコピーでも取れます時代ですからね、篠栗の実態、篠栗がそういう事業をどういう規模で事業やっているかですよ、その資料はなぜ取れないのかどうかということですよ。篠栗と言えば、1時間20分もあれば行ってこれるようなところでありますけどもね。その篠栗の実態についてもう少し詳しく。

確かに中島畑もですね、浮羽郡3町であそこにRDFをつくろうということで、約2町歩の用地をもってありますよ。しかし、倉庫があるとかそれはどこの倉庫があるのかですね。全くわかってありません。したがってそれらについて、もうちょっと情報を提示して頂けないかということなんですよ。以上、2点について答弁お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） まず、臨時給付金の事業費で財源の内訳で172万2,000円が一般財源で出ているということの御指摘でございます。この臨時給付金につきましては、27年度についても実施をいたしまして今回の取り扱いが、27年の事務費の残額、本

当は返還しなければならないんですけども、その事務費をそのまま使ってくださいよと、返還はいりませんよと。ですから、返還が生じてきませんのでこの臨時給付金事業費については全額国の補助でございます。年度によって、事務費の取り扱いがいろいろ変わってきてるんですけども、給付金がいくつも出てきてます。事務費については、残ってある分は継続して使いなさいということです。これは、28年度の事業費の中では一般財源に充てておりますけど、27年度については入ってきておりますので、一般財源で返還しなければならないんですけども、返還の必要がないということで全体の事業費としては全部給付金含めて国の財源でございます。これは、今回から国の方がそういう分になりましたので説明不足でございました。その点についてはお詫びいたします。臨時職員につきましても事務費ですので、全部、国のほうが見るということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 地域就業機会創出・拡大事業でございますけど、1点目でございますけれども、地方創生事業との関連でございますけれども、私の方もそちらのほうとの関連につきましては存じていないところでございます。

それから、篠栗町でやっている事業の概要でございますけれども、これについては後ほど準備したいと思えます。

それから、中島畑の倉庫の話でございますけど、確かにシルバー人材センターの方にも確認したところ、そちらも一緒に譲り受けることができるということで聞いております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 臨時給付金は、27年度はどれだけ上がっているわけですか。この172万2,000円が上がとったから返す予定だったけど、返さんでいいということは言ってきた。これ以上、上がったらどうなるわけですか、返さなきゃならんわけ。ちょうどこの金額が余っているわけですか。この余っている金額がここに出ているわけ、172万2,000円というのが。これが1点ですね。

それから27年度でもらったからと、それは理由にならんでしょう。

それから、いわゆるチップ工場ですね。中島畑ということですが、皆さん方が考えている規模と篠栗がどう違うかということなんですよ。篠栗のものが敷地がどれだけあるか。あるいは、堆肥製造工場ですか、その敷地がどのくらいあるか全く私どもはわからんわけですね。だから、皆さん方がやろうとしていることが空想論で言うておりますもんですから、どうも心配でならないわけ。このまま利益が出ると限りませんよ。むしろ、大変な労力を使ってとにかくやればやるほど赤字になるということではどうにもなりませんもんですからね。

それから、先ほど5番議員から質問がありました、県の補助は18年から10年間ということはいつ決まったわけですか。だから補助金というのはですよ、やっぱり限定しなきゃならんことは当然ですよ。だから何十年も補助するというような事はありませんよ。やはり事業起こすには、期限を限定して補助金というのは交付しなきゃですよ。じゃないとどんどん補助金がふえてくるわけですよ。現に今うきはの状態もそうでしょう。補助金が大変な30億ぐらいの金額になってくるわけですよ。そこで、10年間というのはいつ決まったのか。最近決まったのかですね。いやもうやりませんよというのか。ところが、18年交付の時点から10年間限定ということがわかってあったらですよ。なぜ、シルバー人材センターに、この10年のうちにそういう是正措置をですね、事業拡大とかそういう事をやらせなかったのかということも大きな責任ですよ。今まで、県から230万出とったけれどもこれがカットになるから市が130万だけは出す、後は100万努力しなさいということじゃ、これはどうにもならない。100万で起死回生ができればいいですよ。できなかった場合は、130万じゃ済まんことになるでしょう。また、補助金を市からの補助を増額しなきゃならんということになります、この10年間というのはいつわかって、そしてシルバー人材センターにはこれを告知しとったかどうかということ。それについて答弁をお願いします。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 臨時給付金の事業費関係ですけれども、事務費がこの予算書見てもらえば補正が4,714万7,000円でございますので、扶助費を引けば814万7,000円が事務費として必要になってまいります。これは今回からの措置なんですけれども、27年度で事務費が余っていればそのまま使いなさいという指示がまいりましたので172万2,000円は前の事務費を使うということでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 篠栗町の敷地であるとか倉庫であるとか、その作業やる工場と申しますか、そういった作業場の件につきましては調べてみたいと思います。それから10年間の運営費補助金でございますけれども、当初から決まっていたものでございます。当然シルバー人材センターは、これについては県の方から周知があっていたはずでございます。

○議長（榎川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） シルバー人材センターには、10年間ということが周知されていたということだったらですよ、これは28年から230万つまり130万市が補助しますけれどもそれは必要じゃないわけでしょう。当然、シルバー人材センターは分かっとたら、

皆さん方は県の補助は10年間は切れますよということを周知しとったんだっただけですよ、それは、当然シルバー人材センターも承知の上でしょう。それを市から県の補助が230万なくなったから100万だけは事業努力してください、130万だけは付けますというのはおかしい補助金の交付でしょう。そんな補助金のやり方というのはないですよ。

それから臨時給付金ですが、この委託料、システム開発委託料が287万3,000円かかっているわけですよ。これは、臨時給付金ですから来年あるかないかわからんわけですよ。そして287万3,000円もかけてシステムを作ったわけですか。システム開発委託料ということですからですよ。このものは、来年以降はもし臨時給付金の交付がなかったら何にもならないシステムを開発したということになるでしょう。だから内容をよく吟味してシステムを作ってもらわなきゃですよ、翌年からあるかないかわからない、場合によってはありましようけれどもですよ。今度、政府が考えているのは、低所得者に対する交付金を、給付金をやろうということですから、このシステムはまた改正しなきゃならんということになります。これについて今一度答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） システム開発委託料でございますが、議員御指摘のとおりだと思います。今回は、ご存じのように年金データで障害者年金・遺族基礎年金のデータが送ってくるわけでございます。これは障害者年金・遺族基礎年金は非課税でございますので、税務課のほうも把握はしてないわけでございます。今回、これができるときに、じゃあ年金に3万円プラスしたらいいじゃないかというようなですね、打ち合わせ会議の時にそういう意見もございました。私たちのほうも少しずつ制度が、この予算の時は3,000円で障害年金遺族基礎年金の受給者は3万円増額になりますと。そのデータは社会保険事務所の方からデータを送りますと。そういう事でありますと、そのデータを取り込むシステムをつくらないとですね、この給付金の支払いがスムーズにいかないと。御存知のように27年3月補正したように年金との3万円がポンと出てきたりですね、少しずつ変わって行ってですね、毎回システム開発しなければならないという事情でございます。また業者のほうも、その事情知って国から出るんじゃないですかと、委託料の交渉はしておりますけど、そういう事で経費がかさんでいることは事実でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 37ページでございます。

1目児童福祉総務費4節共済費11万7,000円7節賃金76万9,000円でございます。保育所係の職員が、出産により産前産後休暇及び育児休業を取得予定でございます。代替え職員の人件費を計上しております。10月から3月までの6カ月分です。

6目一般保育所費15節工事請負費1,407万6,000円。この工事費の主なものは、千年保育園トイレ改修工事でございます。1,355万円を予定しております。千年保育園には、児童用のトイレが2箇所ございまして老朽化により配管が水漏れを行っております。また、便器についてもまだ和式のトイレがあるという状況でございます。この工事で、便器を洋式に変更し、床はタイルからビニールの床シート、壁はタイルからクロス張り、天井はボードからクロス張りという工事内容でございます。

9目放課後児童対策費13節委託料328万1,000円。これは、放課後児童クラブ、学童保育所の分でございます。各学童保育所の人員が決定したこと、及び基準額、加算額が国の方より決定したことによって補正をするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般保育所営繕工事費で、これは千年保育所のトイレ改修ということですね。いつ頃からわかつたわけですか。補正で出てきておりますがね。そんなに老朽化しておったらですね。なぜ当初予算で予算措置しないかですよ。いわゆるその後突発的な改修が必要ということだったら、当然補正でしょうけれどもですよ。なぜ当初予算でこれが計上できなかったかどうかということが1点です。

児童クラブの運営委託料328万1,000円増額になってありますが、8.4%ですね。したがって児童クラブの運営委託料が4,248万4,000円に増額になりましたがですよ、どういうふうはこの内訳が決められているのかどうかですね。例えば国が3分の1、県が3分の1、そして市が3分の1というような基準があるかどうか、この2点についてお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 千年保育所のトイレの改修工事がなぜ当初予算で出来なかったということの質問でございますが、この当初予算の改修工事につきましては、千足保育所と朝田保育所が廃止に伴いまして、そこのエアコンを他の保育所に移転をするという予算を付けておりました。後につきましては肉付け予算であると。当初より、保育所の方からトイレの改修をしてほしいという要望も上がってきておりました。それで建設課の方に見てもら

ったら、そういう修繕じゃなくて、大々的にやらないとこの改修は出来ませんよという指摘がありましたので、今、議会の補正予算に計上しているところでございます。

それと学童保育所の予算でございますが、国の方が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の財源でございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） いいですか。（「はい了解」と呼ぶ者あり）

他に質疑ありませんか。6番、上野議員。所管です。

○議員（6番 上野 恭子君） 所管ですけどちょっとお尋ねしたいことがあります。

色んな給付金がありますが、お知らせしてもおいでにならない、それで何度かお知らせしていると思いますけれども、向こうの方に届いてない部分はどのように処理をされているかちょっとお尋ねしてよろしいですか。（発言するものあり）例えば、1階で今給付があっっていますね。そういうのの手続き不能な方。今、聞いてどうかしらと思いますけど、ここにも給付の事がいろいろ出てますので、お尋ねできればと思います。

○議長（榎川 正男君） 一応、社会福祉費の臨時給付金は質疑終わりました。所管で聞いてください。（「分かりました。済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は3時再開します。

午後2時44分休憩

午後3時00分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

次に3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 予算書の38ページでございます。

1目生活保護等総務費13節委託料145万8,000円の増額補正。生活保護システム改修委託料91万8,000円。これは、平成29年度より生活保護被保護者の調査の項目が追加されます。その為のシステム改修でございます。これにつきましては国の補助が2分の1ということで45万9,000円が国県支出金になっております。変更箇所につきましては、公営住宅等の家族数とか住宅扶助の家賃、間借賃、住宅区分が細分化されるということ、就労収入額の追加項目等があるということでの改修でございます。

次に、電子レセプト管理システムクラウド型導入委託料54万円。これは電子レセプト管

理システムクラウド型を入れるようにしています。現在のレセプトの端末機は、専用の端末機で保護係に1台設置されておりますが、クラウド型を導入することにより、担当職員の机の上でパソコンが使用できるようになります。クラウド使用料が発生いたしますけれども、現在支払っている通信運搬費、またそのレセプト管理の保守点検委託料がなくなりますと同時に、専用端末機器パソコンが不要になります。国の補助はございません。平成29年度からの活用となります。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 4款1項2目予防費でございます。953万8,000円の増額でございます。まず13節委託料で950万円でございます。内訳でございますけれども、予防接種委託料で440万円、そして任意予防接種委託料で510万円でございます。それぞれについて御説明いたします。

まず、予防接種委託料440万円でございますけれども、新たにB型肝炎のワクチンが定期接種化された事によりまして、接種に要する委託料を増額補正するものでございます。接種の開始時期は、今年度の10月からでございます。対象者は、ことし4月以降の出生者で生後1歳に至るまでの間にある方が対象になります。接種方法ですけれども、生後2か月以降まず1回目を受けて頂いて、27日以上の間隔で2回目を打って頂くと。その後、初回接種から140日以上経過した後にもう1回打って頂くということで、計3回の接種が必要になります。

それから、任意予防接種委託料510万円でございますけれども、これにつきましては、子供の季節性インフルエンザにかかる助成につきましては現在、生後6か月から就学前の乳幼児に対して1人1回あたり1,000円を2回分助成しております。今般、子育て支援の一環としまして、助成内容を拡充するとともに助成対象者を中学生まで拡大するものでございます。具体的には、生後6か月から小学生までは1人1回あたり2,000円を2回分。それから中学生につきましては、1人あたり2,000円を1回分助成するという内容でございます。

続きまして、20節扶助費でございます。予防接種健康被害者障害年金でございますけれども、予防接種法施行令の一部改正によりまして、平成28年度の障害年金の額が増額改正

された事によりまして今般、増額補正するものでございます。物価変動率のプラス0.8%を踏まえた引き上げ改定でございます。3万8,000円を計上しております。

続きまして、6目食育対策費でございます。46万2,000円の増額でございます。8節報償費、食育推進講師謝礼等で30万円でございます。まず、これにつきましては、現在うきは市内の小中学校で実施されております弁当の日におきまして、さらに弁当を作る事を加速させるために子供が作る弁当の日提唱者で、献立から片づけまで全て子供に取り組みせる事を目的に全国で講演や執筆活動を続けられている竹下和男氏を招いて講演をいただくものでございます。うきは市お弁当の日プロジェクト実行員会と市が共催で行うものでございます。この竹下和男氏におきましては、平成23年にも一度講演をいただいている先生でございます。

続きまして、13節委託料16万2,000円、食育推進事業委託料でございます。これにつきましては、浮羽中学校を舞台といたしまして、うきは産食材を活用した和食給食献立の開発であるとか、あと、食育授業の取り組みに対して市の食育事業推進の一環として支援していくものでございます。具体的には、日本料理の若手旗手で結成されております、和食給食応援団という組織、これが農林水産大臣が給食で和食を普及する料理人として認定しております。この和食給食応援団から和食料理人を派遣して頂き、浮羽中学校の栄養教諭や学校栄養職員と共同で、まず1点目といたしまして、うきは産食材を活用した和食献立の開発。それから2点目としまして、和食料理人による食育授業。3点目といたしまして、和食調理人による調理指導とそれから給食の提供。さらに生徒との喫食を行ってもらおうというのがこの事業の内容でございます。

この事業に取り組むことで、米飯給食の回数と和食給食の回数を増やすこと。それから、市内の小中学校12校におけるうきは産食材を活用した和食給食の推進、さらに広報等通じまして各家庭等に対しても開発した和食メニューの紹介等を実施していくという事業でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず39ページの予防費の中でありましてけれども、今度95万3,000円ふえたために予防費だけでも1億円を超過するということとなります。そこで、予防接種の委託料、10月から実施するということではありますが、生後2か月ですか。その後21日、さらに140日合計3回ということですが、対象者は何名予定しているかどうか、その下も同じ、任意予防接種対象者は何名を予想されているか願いたいと思

ます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） まずB型肝炎ワクチンの方でございますけど、予防接種委託料440万の方でございますが、対象者数は、出生見込みが大体250名でございます。ただ、生後2か月からですので、翌年の2月から3月生まれは翌年度接種となりますので、12分の10を計上しているということでございます。

それから、季節性のインフルエンザでございますけれども、こちらにつきましては見込みといたしまして、就学前で900名程度。それから小学生で800名程度。中学生で450名程度を予定しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） よろしいですか。（「はい了解」と呼ぶ者あり）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に4款2項清掃費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の予算書40ページでございます。

2目塵芥処理費、補正額870万5,000円。中島畑ガレキ置場汚泥等処理委託料の計上でございます。この委託につきましては、毎年道路河川愛護時に搬入しております汚泥を中島畑の瓦れき置場に搬入しておりますが、ここがほぼ満杯状態になっておりまして、今回全体の約半分1,000立米を撤去するものでございます。予算の内訳といたしましては、1立米あたり8,640円で864万円、重機運搬費としまして6万4,800円。合計額で870万5,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑を終わります。

次に6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は順次説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 41ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費、補正額が2億3,431万9,000円の増額補正です。内訳としては、委託料が21万6,000円で、これにつきましては、カラスの捕獲わなを市の方が市内に3つ設置しておりますけども、そのひとつが強風で飛ばされて使用不能となった

ために作成委託を計上しているものです。

19節負担金、補助及び交付金が2億3,410万3,000円の内訳は強い農業づくり交付金が2億2,825万円となっています。この事業につきましては国のTPP対策で産地パワーアップ事業というのが新設されまして、新しい農家が4名申請しておりました。内報がきましたので、4名のトマトハウスの施設を整備するということで予算計上させてもらっております。

続きまして、耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金200万円。これにつきましては当初予算で300万円予算計上しておりましたけども、現在4件の農家の方から申請があって200万の増額補正をするものです。

続きまして、水田農業振興対策事業費補助金322万4,000円ですけども、これにつきましては当初4件の申請があつておったんですけど、骨格予算ということでそのうちの2件の分の予算を計上しておりました。今回、4件のうち3件の内報が出ましたので322万4,000円の増額補正をするものです。

新規就農促進事業費補助金62万9,000円につきましては、当初予算で162万9,000円を見込んでおりましたけど、骨格予算ということで100万だけを計上しておりましたので肉付け予算として残りの62万9,000円を補正するものです。

4目畜産費、補正額が163万7,000円の増額となっております。内訳として19節負担金、補助及び交付金で163万7,000円となっております。これにつきましては、今回この補助金の内報が出たためにロールベアラーを購入するというような事で予算計上をさせてもらっております。

5目園芸費、これにつきましては補正額が2,246万5,000円の減額補正となっております。内訳としては、19節負担金、補助及び交付金が2,246万5,000円の減額となっております。これにつきましては、当初12件の申請が市の方にあつておりました。骨格予算ということで、2分の1の予算計上しておりましたけど、そのうちのひとつにつきましては、強い農業づくり交付金の方にトマトハウスの方が国の事業として移行した分と、事業内容が成立しなかったということで、ふたつの取り下げ申請等があつたために、このような減額申請というふうになっております。

○うきはブランド推進課長(田籠 正規君) 続きまして、7目山村地域振興費でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございます。800万の増額をさせていただいております。山村地域振興補助金でございますが、増額の主な理由といたしましては、妹川地区の妹川緑茶生産者組合の方が荒茶調整機及び異物除去機ライン設備の導入の予定をしております。実は、この計画におきましては、昨年この計画を審議いたします、山村地域振興審議会の方

で審議をした経過がございます。その中で、事業費が高額にわたるために国県補助金等を利用できるものがあれば利用してくださいということで、条件付きの採択を受けていたところでございます。それを受けまして、今年度先ほど説明ありましたが、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の方に採択をされましてその残額を補助するという事で今回の増額をさせて頂いているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 8目農地費5,430万の増額補正です。

15節の工事請負費5,070万円、内訳としては農道水路等工事費660万円となっております。この事業につきましては、県営の補助事業で現地精査をした折に工事額が増加したために補正するものです。それと、下の県営事業附帯工事費4,410万につきましては、骨格予算ということで予算計上していなかったものを予算計上するものです。県営事業としては、県営農林総合整備事業うきは地区の分と農業水利施設保全合理化事業の分と農地整備事業の分3箇所を計画しておりますので、その附帯事業費となっております。

19節負担金、補助及び交付金が360万円です。この事業につきましては、骨格予算ということで予算計上しておりませんでしたけども、農道とか水路の維持管理の団体からの要望を踏まえての補助金の予算を肉付けするという事で予算計上させてもらっています。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 3目19節強い農業づくり交付金ということで説明がありましたが、もうちょっと具体的に説明の程、お願いします。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 強い農業づくり交付金事業の中でT P P対策としてですね、国の方が産地パワーアップ事業というのを開設しました。その分について、現在農業してあって別の果樹をされている方とか、今まで農業したことない人が新規に就農したいというふうな人と、今までトマト栽培しておりましたけど、経営を拡大したいというふうな方、4名の方がこの事業に申請したものです。これは、国の補助事業でありまして、国の方が事業費の2分の1、市の方が事業費の20分の1を助成している事業です。

以上です。

○議長（榎川 正男君） よろしいですか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 8目農地費ですね。工事費と補助金ですけど、道路水路それから県営事業というのは県に3箇所あるという話だったんですけど、どこの道路とどこの

附帯工事かということですね。

それと19節の農業振興事業費補助金ですね。農道水路の付け替えというか補助と言ってますけど、場所がどこなのか具体的に教えて頂きたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 最初の道路水路の660万円の内訳につきましては、県営農村総合整備事業がうきは地区というような事で、持木と流川の山麓部の農道の分ですね。それと農業水利施設保全合理事業これが袋野地区です。それと、農地整備事業が流川地区の流川の集落の中を流れています、水路等の整備を行う分この4箇所が事業の内容となっております。

それと、農業振興事業費補助金については、当初予算については農道の方が800万。それと水路の方が400万。その分を、予測して具体的に正式に上がってきているということじゃなくて、見込まれるということで計上している事業になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） よく分かるような分からないような説明で分からないんですけど、僕は水路がなんぼ、道路がなんぼとは聞いてなくてですね、どこの事業なんですかと、場所を教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 660万の補正につきましては県営圃場整備で吉井第2地区の分と持木地区の2箇所になっております。

済みません、さっき4箇所言ったものは付帯事業ですね、県の方が行う県営土地改良事業の付帯事業のほうを説明しておりました。（発言あり）付帯事業の方が、先ほど言いましたように、流川と持木ですね。それと袋野と流川。流川の集落の中の水路の分です。その分が4,410万の分の付帯事業として計上させてもらっています。（発言あり）660万につきましては県営圃場整備、吉井第2地区の方が1,200万、それと持木地区が540万の県が40%、地元の方が10%を頂いて事業行うというふうな事です。

○議長（櫛川 正男君） 他にありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 同じことを何回も言わさんでください。場所を私は聞いてるんですよ。明確に言ってもらわんと3箇所4箇所、数が合わんかったりしてるんですね。15節はもういいです。

19節はどこでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 19節ですね、この分につきましては、水路が800万と
その30%、農道の300万の40%を予算計上しております、実際にこの場所という
ふうな事での計上ではないということで御理解いただきたい。（「場所を聞いとるんですよ」
と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 見込みだそうです。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） これについては、具体的な箇所ということではなくて要望
があった場合に、この予算で対応するという事とで計上させてもらってます。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 42ページをご覧ください。

6款2項2目林業振興費、補正額は1,600万の増額補正です。内訳としては13節委
託費1,200万円の増額補正です。これにつきましては、荒廃森林再生事業によりまして
間伐事業等行っておりますけれども、現地の方、精査して作業路の開設の延長、増額を補正
するものです。それと15節工事請負費400万につきましては、当初骨格予算にしてお
りましたけれども、鶴懸林道の路肩補修及び舗装工事等が緊急に発生したために補正するもの
です。

それと、4目市有林管理費、補正額が963万7,000円というふうになっています。
内訳としては13節委託料が963万7,000円となっております。これにつきましては
骨格予算ということで当初2分の1を予算計上しておりましたので、残りの半分の963万
7,000円を増額補正するものです。その中の主な事業としては、市有林保育事業委託料
がありますけれども、これの大部分につきましては大久保団地の方を間伐事業を行うとい
うような事で進めております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 2目13節委託料ですけど、荒廃森林再生整備委託料、こ
れは森林組合かどっかに委託するんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 通常、間伐事業については、森林組合の方に委託してお
りますけれども、この作業路については、ある一定しっかりした作業路を作るというような事

で一般土木業者の方をお願いしたいというふうな事で計画しております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は順次説明願います。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 43ページをお願いいたします。

3目観光費でございます。13節委託料でございますが、総合観光プロモーション事業委託料といたしまして、700万を計上しております。

関連がございますので、その下も合わせて説明させていただきます。19節負担金、補助及び交付金で、観光協会補助金を500万減額しております。理由につきましては、13節総合観光プロモーション事業委託料、こちらにつきましては、地方創生推進交付金等活用する事業でございます。8月2日に内示をいただいているところでございますが、これにつきましては、久留米市との広域先駆型の事業で共同の事業になっております。主なものといたしましては、まず700万のうちの500万でございます。500万につきましては、観光協会の補助金を委託料の方に500万移しております。この推進交付金が、補助金等は対象になりませんので委託料の方に移し替えておるところでございます。500万の主なものにつきましては、観光推進交付金に該当するものに移し替えているところでございます。

残りの200万でございますが、こちらにつきましては新たな事業を委託するところで計画しておるところでございます。いくつかございますが、その主たるものは、レンタサイクル事業を今回予定しております。観光協会の方に委託を予定しております。観光協会が職員等配置しております、吉井の観光会館蔵、JRうきは駅、それに道の駅の観光案内所の方でレンタサイクルの事業を予定しております。すでに観光会館、蔵の方では、レンタサイクル事業やっておりますが、自転車もスポーツ型の自転車とか電動自転車とかいろんなニーズがございますので、そういう自転車のリースを行いまして、3カ所でレンタサイクル事業等を行うところで予定しているところでございます。

あと、その他には、いろんな観光PRの冊子の制作とか含まれたところの200万でございます。

○住環境建設課長（江島 高治君） 続きまして、4目公園費でございます。補正額2,780万でございます。15節工事請負費2,730万でございます。内訳といたしましては、吉井百年公園で6月18日以降の梅雨前線豪雨による災害が発生しております。この災害の

復旧工事費として約900万を計上しておるところでございます。その他ということで百年公園プールの改修を予定しております。この百年公園プールにおきましては、平成元年できあがりまして、28年経過しております。現在、更衣室が木造による更衣室でございます。経過年数により腐食等が発生しております、かなり利用しづらいということで、シーズンオフに改修を行いたいということで工事費を計上しておるところでございます。

それから調音の滝公園でございます。調音の滝公園のパーゴラの床張替えを予定しております。そのパーゴラにつきましては、滝公園前のそうめん流しを行っているところがございますが、やはり調音の滝も昭和60年開園以来31年経過ということで、部分的に腐食を生じているところがございます。今シーズン終えまして、改修を行いたいということで、この調音の滝公園につきましては100万円の計上しておるところでございます。

それから、もう1カ所は合所ダム公園でございます。合所ダム公園の駐車場でございますが、手前から登っていきますと駐車場がございます。その駐車場の手前に芝生広場ということで三角地の小さなスペースで芝生の広場がございます。このかわせみ広場につきましては、つづら棚田等のいろんなイベント毎に総合案内所ということで設置するわけでございます。一番いい駐車場に、そういった総合案内所を作りますもんですから、本来の駐車場としての利用がしづらいということで、駐車場の手前の三角の形状でございますが切り下げることによりまして、本来の駐車場のスペースを有効に使いたいというふうな地元からの要望がございました。これにつきましても、今回の補正で工事費を計上しておるところでございます。約230万の予定をしておるところでございます。

続きまして、22節補償、補填及び賠償金でございますが、補正額50万円を計上しております。これにつきましては、吉井百年公園の災害復旧工事に絡みまして、今、土砂が崩壊しております、下側こちらが柿畑でございます。この工事着手しますと、どうしても柿に支障きたすだろうということで地権者の方に話をしております。工事着手の折には、柿の方の相談をしないと工事が出来ないということでその補償費を一応計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 3目19節観光協会補助金がマイナス500万で、今言った委託料が総合観光プロモーションに入っているということだけど、観光協会としての支障はないのか。その説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） この補助金から委託料へ500万移し替えさせていただきますいておりますけど、これにつきましては、観光協会の方とも事前に協議を行っております。補助金になりますと、往々にして目的とかがぼやけてくるような部分もございますので、今回、委託料としましてきちっとやってもらうことを明確にさせていただいた経過もございます。その分については、観光協会の方も了解をいただいているところでございます。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算資料44ページでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額845万2,000円でございます。内訳といたしましては、委託料、測量登記委託料100万円、草刈等委託料100万円でございます。この委託料につきましては、後退道路用地の測量及び登記業務として100万の増額補正をするものでございます。現在まで、この後退道路申請については22件の申請が上がってきております。そのうち11件が寄附採納で処理しておるところでございます。今後も、申請が見込まれるというところで今回の増額補正をあげておるところでございます。

15節の工事請負費50万でございます。こちらにつきましては法定外公共物、里道及び水路等の維持管理、草刈り及び水路のしゅんせつ等の工事費ということで50万の計上をしておるところでございます。

16節でございます。原材料費50万の計上でございます。こちらも同じく里道、水路の維持修繕に伴う原材料の支給等でございますが、こちらについて50万の計上をしておるところでございます。

それから19節負担金、補助及び交付金でございます。補正額495万2,000円でございます。これにつきましては、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金でございます。このがけ地近接等危険住宅移転ということでございますが、この事業につきましては平成26年福岡県におきまして、土砂警戒区域、俗にいうレッドゾーンが福岡県において指定がされたところがございます。この指定を受けておりますと、個人さんが、住宅の改築新築等する時に建築確認の規制が掛かってくるところでございます。そういったとことで、新しい家等新築等計画した場合にこのレッドゾーンでは建築確認がおりないというところがございます。そういった方々が、土砂警戒区域の外に新しい家を住宅建築する時に、その建築費及び旧住宅の解体費等の一部の補助が国県市の補助制度がございます。これは、26年8月に広島の

方で大きな土砂災害が発生しまして、これを契機に国の方もこの事業を新たにといいますが、もともとあったわけですが、国の方から再度また通知が来たわけですが。この補助につきましては、社交金が平成22年制度化されまして、この補助制度も拡充されたというところがございます。それと、この案件につきましては26年度より1件ご相談がございました。一応県の方と相談する中でこの補助金制度がありますというところで県の方に相談をしておったところがございます。この補助金の内容でございますけれども、この危険区域にある家を解体する除却費として、1軒あたり80万2,000円を上限として補助がございました。それから、新しく建物を建てようとするときの土地の購入費及び建築費の資金借り入れをした時の、この資金借り入れの利子相当額に対して補助があるものでございます。上限といたしましては、建物分で319万円。土地代の購入として96万円。合わせまして415万円が上限として、国2分の1、県4分の1、市4分の1というふうな補助金制度を今回計上したところがございます。

22節でございます。補償、補填及び賠償金。これにつきましては、物件補償費ということで50万円でございます。これにつきましては委託料で申し上げましたが、道路の後退道路に対しまして、寄附行為が行われる場合に、そこに支障ある立木等の補償を計上するために50万を今回補正で上げているところがございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算資料45ページでございます。

8款2項2目道路維持費、補正額4,209万円でございます。内訳といたしまして、工事請負費4,109万円、道路維持修繕工事費2,172万6,000円でございます。これにつきましては、肉づけ予算ということで今回、補正をあげているところがございます。橋りょう改修工事費1,386万4,000円でございます。これにつきましては、本来この道路橋りょう改修事業は橋りょうの補修工事として予算計上しておりました。今年の6月、妹川の調音の滝公園に行く市道の元有小坪線のこちらから上っていきまして右手の方ですが、道路の山側の方、山の法面に当時吹付工事をしておった部分がございます。この現場におきまして、クラック等があり崩落の危険があるということで地元から通報がありまして、現地調査をした結果、今回の調音の滝公園プールのシーズン前に何とか手当をしないと崩落等が

あったら危険だということで、急遽この橋りょう改修工事費の予算をもちまして、元有小坪線の応急工事吹付工事の方実施していたしました。今回、本来の橋りょう岩光橋、清宗橋、西ノ前橋、3橋の改修工事の予算を補正を行うものでございます。

続きまして、道路防災工事費でございますが、こちらについて550万円計上しております。こちらにつきましては、本来、大野原小松掘線、虹峠を予定しておりましたけれども、持木地区の方で落石の危険があると、実際、落石も発生しているところがあるというところで、急遽位置を変えまして、持木地区の方の防災工事を実施したいというふうに思っておりますのでございます。原因といたしましては、現地調査したところイノシシの被害により石が落ちてきているということが判明いたしておりますが、下に市道がございますのでこちらの方を早急に工事をやりたいということで、その差額分550万を計上しておりますのでございます。

16節原材料費100万の増額でございます。こちらにつきましては、道路維持修繕に伴います原材料の予算でございます。すでに、原材料の支出が結構進んでおりまして、今後の予算確保の為に予算計上しておりますのでございます。

続きまして、3目道路新設改良費、補正額1億1,944万1,000円でございます。内訳といたしまして、13節委託料、測量登記委託料860万円でございます。それから測量設計委託料1,450万円を計上しております。これにつきましては、15節工事請負費7,134万1,000円を計上しておりますのでございます。これにつきましては、当初の骨格から本来の肉づけ予算というところで今回、計上しておりますのでございます。路線数におきましては13路線、旧浮羽町において5路線を予定しております。旧吉井町においては8路線を計上しておりますのでございます。これに伴いまして、17節の公有財産購入費1,200万円を同じく増額しておりますのでございます。

それから22節補償、補填及び賠償金、物件補償費でございます。補正額1,300万円でございますが、新規路線の肉づけ予算に伴います物件移転補償費を計上させて頂いております。

4目辺地対策費、補正額2,600万円でございます。内容といたしましては、13節委託料、測量登記委託料として100万円を計上しております。15節工事請負費、2,200万円を計上しております。これにつきましては、三寺払葛籠線を予定しております。つづら山荘の下の市道になります。この路線が、24年の災害でかなり重機車両が通っております。道路も結構傷んでおりますが、舗装の修繕を一応計画しておりましたけれども、将来のため、観光客のためということで、現在つづら山荘の下が結構道路が狭小でございます。下の方はある程度整備されて広うございますけど、ちょうど山荘の下付近が旧道のままでか

なり狭いというところで今回、用地補償等を兼ねまして、三寺弘葛籠線の改良工事を追加しようというところで補正を上げておるところでございます。同じく、これに伴いまして17節の公有財産購入費150万円、同じく22節補償、補填及び賠償金。物件移転補償費として150万円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算資料46ページでございます。

8款3項2目河川維持費、補正額555万でございます。内訳といたしましては、15節の工事請負費、河川維持補修工事費でございます。こちらにつきましては、市営河川の維持補修等で執行します予算でございます。今年6月に入りまして、梅雨前線の豪雨等が発生しております。それに伴いまして、細かな維持補修工事等が発生しております。これによって、かなり現予算も執行しておりますので、今回555万円計上することによりまして、通年並みの予算額をしておるところでございます。

4目河川改良費、補正額2,200万円でございます。内訳としまして13節委託料100万、これにつきましては測量登記委託料でございます。同じく15節工事請負費、2,000万円の補正の予定をしております。これにつきましては、市営河川の赤尾川の改修を予定しております。この赤尾川につきましては国道210号線より南に位置側に位置する部分でございます。こちらにつきましては、今年の6月の雨によりまして部分的に河床の洗掘を受けております。一部、護岸石積みの根の出たところもございまして、地元からの通報もございまして現地調査をした結果、早急に対応した方が良好だろうというところで今回の工事費の予算計上になったわけでございます。その中で、既設の河川幅ではどうしても狭いという地元からの要望もありまして、河川幅を確保することができないかということ及び、地権者の方には了解のもと土地の相談については了解できるという話もありまして今回、測量登記委託及び用地費の購入ということで予算計上しておるところでございます。河川改良費として2,200万の計上でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 予算資料47ページでございます。

8款4項1目住宅管理費補正額100万円でございます。内訳といたしましては15節の工事請負費でございます。営繕工事費として計上しておるわけでございます。この場所につきましては、吉井の福益団地。川前橋を渡りまして、耳納山麓側に行ったとき右側に位置するところに、福益団地がございます。この団地の敷地の西側の方でございますが、隣接する農地と2メートルほどの高低差がございます。団地内には外周の外柵、フェンス等がございます。地元からのお話があり現地確認したところ、フェンスの基礎が浸食されて、基礎がむき出した状態になってフェンスがぐらつくような状態と。今まで西側に隣接する農地のほうが、あまり手入れのされてない荒廃したような状態でございます。うちの方も現地確認が細かくとれていなかったというのが原因でございます。地元からの要請によりまして現地確認した結果、早急にフェンスの基礎の補修工事は必要だということで今回工事費の計上をしておるところでございます。

それから4目の空家等対策費でございます。補正額1万2,000円でございます。内訳といたしましては19節負担金、補助及び交付金でございます。この内容につきましては、空家専門相談員派遣負担金でございます。これは県の住宅課の方からの事業紹介でございます。現在、空家について大きな社会問題となってきました。この空家を所有する方からの相談に対して、市町村で具体的な指導等が出来ない場合に、県を介しましてセンターから相談員を派遣する制度がありますということで、この派遣費用につきましては、県の方が半分もつわけでございます。今回、1件計上しておりますのは、今、空家等につきましてはいろんな相談事がございます。周りにいろんな支障を及ぼしている場合もございます。そうした時に、市としてもどういった対応したらいいのか——所有者も変わりがちで、ややもしますとその所有権が点々と変わって誰に相談していいのかわからないし、どういった手法でやっていたらいいのかわからないというふうなところもございます。そうした案件に対しまして、この県のセンターを通じまして空家専門相談員派遣制度があるということでございますので、今回この予算のために1万2,000円を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 補正予算書48ページでございます。

9款1項2目非常備消防費、9節旅費244万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、かねてより議会からも消防団員確保に対する施策を求められていたところでございます。その一環として、今回は消防団員の年報酬が分団の運営費に吸収されている事。また、災害等で出動するに当たりまして、勤務地等の関係から出動する者、出来ない者とばらつきがあることから、実際に出動した団員本人に対して費用弁償を支払うこととするものでございます。補正予算額として、1回2,700円とし、これまでの年間出動実績から算定しておりますが、本年度につきましては、年度途中からの制度導入であるため残り7カ月分を計上しております。

次に、11節需要費378万9,000円の増額補正です。消防団員の編上安全靴を購入するものです。これにつきましては、平成26年度に総務省から出されました消防団の安全確保の装備基準に基づき購入をしてきているもので、本年度の当初予算において部長以上の団員にはすでに購入して支給しております。今回、班長及び一般団員、計444人分を購入するために増額補正をお願いするものです。現在、団員にはゴム長靴を支給しておりますが災害現場では靴が脱げたり、釘等を踏み抜く恐れがありますので、安全靴を支給することにより危険性が大幅に軽減できると考えております。

続きまして、18節備品購入費1,950万円の増額補正です。第2分団2号車、具体的に申し上げますと、吉井校区の警察署前交差点の詰所に配備されている消防ポンプ車を更新するものです。補正理由といたしましては、まずうきは市消防団として消防車両を25台所有し更新計画を立てて順次更新をしてきております。1年に1台更新ですと、単純に25年かかるわけですし、平成24年度と25年度は災害復旧の関係から導入を見合わせております。本年度は、当初予算におきまして第8分団2号車山春校区の分ですけれども、この予算措置をしておりますが、第2分団の車両も平成5年登録でございますので、すでに平成23年を経過するため、追加でさらにもう1台購入するものでございます。

また、平成19年の道路交通法改正によりまして、普通自動車免許で運転できるのが総重量8トンから5トンまでと引下げられております。年数経過により、団員の中で5トン以上の車両を運転できない者の比率が高まってきております。その中に、第2分団が保有しております車両2台につきましては、2台とも5トンを超えておりますので、1台を更新し運転資格に対応するものでございます。

最後に、購入するに当たりましては、交付税措置が有利な緊急防災・減災事業債が今年度

までのため、これを活用するために補正予算をお願いするものでございます。

以上、3点の補正につきましては、消防団が安心して消防業務に従事できる環境を整えるものでございまして、また懸案であります団員確保に対する有効な施策として実施するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4目災害対策費でございます。15節工事請負費385万6,000円の増額補正です。現在、うきは市内では姫治地区全域18区、山春校区の吉広・中園・国本・袋野の4区、御幸校区の小坂・上流川・下流川の3区、福富校区の山辺県道沿いの10区を土砂災害警戒区域が存在する区としております。これらの区では、自主防災組織がすでに結成をされております。今回の熊本地震にもみられますように、初期の段階において地域の果たす役割は非常に大きいものがあると考えられます。そのため、現在の防災行政無線を活用し、これら土砂災害警戒区域を有する集落や各コミュニティセンターから遠隔操作、具体的には電話によりまして市役所の防災行政無線本体に予約を入れ、地域を限定した放送が可能となる装置の設置工事を行うための補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 予算書の49ページをお開きください。

10款4項1目社会教育総務費でございます。補正額12万4,000円でございます。一般備品購入費でございまして、現在ムラおこしセンターの方にアンプとマイクの音響設備があるんですが、こちらの方が老朽化によって故障しておりまして修繕がきかない状態でございますので、ムラおこしセンターの音響備品として、移動式のを一式12万4,000円の音響設備を購入するための増額補正でございます。

それから、同じく10款4項2目の文化財保護費でございますが、補正額は0円でございます。お昼前に審議して頂きました、指定管理者の関係でございまして、今からの管理費の分を全て指定管理料としますもので、増減は0ということになっております。内容といたしまして11節需要費でございますが、光熱水費10万5,000円の減、修繕費2万1,000円の減、合わせて12万6,000円の減額となっております。それから13節委託料でございますが、9月から指定管理する予定でございますので、9月から7カ月分の18万2,000円を指定管理料として増額するものでございます。14節使用料及び賃借料でござい

ますが、同じように水道使用料9月以降の2万1,000円それと浄化槽使用料同じく3万5,000円を減額するもので、合せて5万6,000円を減額するものでございます。

それから、10款4項3目の芸術文化振興費でございます。296万6,000円の増額補正となっております。内容としまして、11節需要費181万3,000円の増額補正となっております。内容といたしまして、かわせみホールの発電機の修繕でございます。これが41万4,000円。それと、白壁ホールの南側入り口の側溝にスチールのふたがかかっているんですが、これが土台から修繕しないと修繕がきかないということで、修繕費46万9,000円。それから、同じく白壁ホールの消防用設備の修繕として51万8,000円の増額補正を提案しているところでございます。

13節委託料でございます。72万1,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、電気設備保安管理委託料として27万円なんですけど、これは文化会館の方の非常用発電機の蓄電池の能力が低下しておりまして、取り換えの必要があるということで25万円、それと下段、庭木剪定消毒委託料。これは、同じく文化会館の南側の入り口のところにありますが、そこのケヤキがかなり茂っておりまして、落ち葉で景観等が悪くなっているということでございますので剪定委託料として45万1,000円を計上しております。

15節43万2,000円、文化会館営繕工事費でございます。こちらにつきましては、文化会館の控室がございます。裏手の方に洋間がございますが、そちらの空調が不具合がっております。ダクトが故障しているということでございますので、ダクトの修繕よりも単独で空調を整備したほうが良いということで43万2,000円の工事費を計上させていただいているところでございます。

10款4項6目図書館費でございます。80万円の増額補正となっております。備品購入費でございまして、書棚を2台購入するように計画をしているところでございます。1台が入口右手のほうに調べものコーナーというものがございます。そこに1台。それと畳コーナーというのが東側にあるんですが、そのスペースに1台、計2台を備品購入として計上させていただいております。理由といたしまして、貸出冊数が増え続けているということと、蔵書の数も増えてきているということで確保するスペースがないということでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 10款5項2目体育施設費でございます。補正額が670万5,000円でございます。内容なんですけど、11節需要費159万円の増額補正でございます。内訳といたしまして修繕料でございますが、浮羽体育センターとアリーナの修繕でございます。まず、浮羽体育センターのテニスコート周りの除草管理のために除草のシートを張るということで15万7,000円計上させていただいております。それと、メインアリーナのほうなんですけど、照明が足りなくなっているということで電気設備の修繕工事として69万6,000円、ブラインドと雨戸等の修繕費として63万円。合計159万円の修繕費の増額補正をさせていただいております。

それから15節の工事請負費511万5,000円の増額補正でございますが、これは浮羽体育センターと吉井体育館とアリーナでございます。まず、浮羽体育センターのトイレの改修工事でございます。南側のほうに、使用禁止にしているトイレがございますが、仮設トイレで対応しているところのトイレの改修工事費を140万円計上させていただいております。それと、吉井体育館の防火カーテンの設置費として349万8,000円計上しております。吉井体育館のカーテンなんですけど、防火カーテンでもないし、かなり古いカーテンがついております。そのために、防火カーテンを今回、消防等からの指摘がございまして設置するものでございます。

それとLAN設置工事費といたしまして、21万6,000円を計上させていただいております。このアリーナのLAN設置工事費ですが、今後アリーナを活用したプロの公式戦等の試合とかを誘致するような計画がございます。そういったところは、データを使った試合をするということでございますので、そういったためにLAN設置工事をするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 体育施設費、今説明ございました。ひとつ気になるのが、吉井体育館の防火カーテンでしょ。消防から指摘があったということでございますが、かなり費用が高くつくと思いますけど、必要ですか。体育館にカーテンを常設しとかなないと——付けるならば防火カーテンの規制が当然出てきますが。必ずせないかんですか。使用するのにカーテンをですね。逆に外してしまったほうが良いのではという思いもありませんが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 吉井体育館につきましては、バドミントンとかバレーの体

協の方がかなり多く使われています。特に場バトミントン、バレーにつきましては、カーテンがないと球が見えにくいと、昼間はですね。そういったことで、光を遮断して試合を行っていますので必要だと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算資料51ページでございます。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。補正額1,850万円でございます。内訳といたしまして15節の工事請負費、災害復旧工事費として1,500万円。地域維持型建設共同企業体工事費350万円の計上でございます。

この災害復旧工事につきましては、6月18日より7月13日まで梅雨前線豪雨によりまして数カ所の災害被害が出ております。このうち、国の災害申請を行うものが3地区ございます。吉井地区において2カ所。それから浮羽地区において1カ所。計3地区を災害復旧申請をするものでございます。また、応急普及工事として7カ所を復旧する予定をしております。吉井地区において1カ所。浮羽地区において6カ所の災害復旧工事費でございます。

地域維持型建設共同企業体工事費につきましては、年度当初、市内の建設業者により応急的な工事をして頂くということで地域JVを組んでおります。このJVにつきましては、市内を6団体に区切りまして、業者のほうでこの応急工事に対応するための団体でございます。このJVにつきましては、今回の雨により19カ所の応急工事の指示を行っているところでございます。これによりまして、現予算の執行がかなり進んでおります。今後、台風及び雪等によります応急復旧等が懸念されますので、この建設共同企業体の工事費として350万を計上するものでございます。災害復旧工事費として今回も1,850万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 52ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計繰出金補正額1,632万7,000円でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

続きまして、14款1項1目予備費、補正額52万2,000円の減額でございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

続きまして、戻りまして15ページをお願いいたします。

歳入について、御説明申し上げます。10款1項1目地方交付税、補正額1億826万5,000円。普通交付税の増額でございます。今回、前年対比で申しますと3億6,872万7,000円減額となっております。パーセントで6.9パーセントの前年対比の減少となっております。

次のページをお願いいたします。

16ページ、12款1項2目農林水産業費分担金、補正額66万円。内訳につきましては、市営土地改良事業費分担金でございます。吉井第2土地改良区分及び持木地区分でございます。吉井地区が12万円、持木地区が54万円合わせて66万円の補正となっております。

続きまして17ページ。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額4,542万5,000円。内訳につきましては、臨時福祉給付事業費負担金が2,400万円。その事務費分が642万5,000円でございます。障害・遺族基礎年金生活者支援臨時福祉給付事業費負担金1,500万円でございます。

続きまして、2目災害復旧費国庫負担金、補正額は366万8,000円となっております。これにつきましては、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額350万円。内訳につきましては、地方創生推進交付金分でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額248万円。内訳につきましては、1節社会福祉費補助金が92万7,000円、地域介護・福祉空間整備推進交付金でございます。介護ロボットの購入1法人分でございます。補助率が2分の1となっております。

2節児童福祉費補助金109万4,000円でございます。子ども・子育て支援交付金でございます。学童保育の委託料の確定に伴う国庫補助分でございます。補助率は2分の1でございます。

3節生活保護等対策費補助金45万9,000円でございます。生活保護適正実施推進事業費補助金でございます。生活保護費のシステム改修委託に伴う補助でございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして、5目土木費国庫補助金、補正額43万9,000円の減額でございます。内訳につきましては、1節道路橋りょう費補助金291万5,000円の減額でございます。地域再生基盤強化交付金の減額となっております。これにつきましては、一般道路改良の測量委託料の減額によるものでございます。続きまして、2節が住宅費補助金247万6,000円の増額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金。(がけ近)と書いておりますのは省略しております。がけ地近接等危険住宅移転事業県補助金でございます。国の補助分2分の1の増額でございます。

続きまして、15款2項2目民生費県補助金、補正額109万4,000円。内容につきましては、放課後児童対策事業費補助金の県分でございます。

続きまして、3目衛生費県補助金、補正額2万7,000円。内容につきましては、予防接種事故対策費補助金の増額でございます。予防接種障害年金の改定に伴うものでございます。

5目農林水産業費県補助金、補正額2億1,209万6,000円。内訳につきましては、1節農業費補助金、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金が減額の1,998万7,000円、強い農業づくり交付金が2億750万円の増額、農村環境整備事業費補助金264万円、水田農業振興対策事業費補助金214万9,000円、畜産振興総合対策事業費補助金109万円となっております。

同じく2節林業費補助金1,870万4,000円増の内訳でございます。市有林造林事業費補助金510万4千円、荒廃森林再生事業費交付金1,200万円、林道事業費補助金160万円の増となっております。

続きまして、7目土木費県補助金、補正額123万8,000円。これにつきましては、がけ地近接等危険住宅移転事業県補助金の県費分でございます。県費が4分の1の補助でございます。

次のページをお願いいたします。20ページです。

15款3項1目総務費県委託金、補正額920万8,000円。内容につきましては、衆議院議員補欠選挙執行委託金でございます。

続きまして、21ページ。

16款1項2目利子及び配当金、補正額1億7,554万7,000円。内容につきましては、利子及び配当金の収入でございます。右の説明欄にありますように、各基金の利子及び、今回国債の中途売却によります収益金を合わせて収入をしておるところでございます。内容につきましては、財政調整基金につきまして3,299万円の収益となっております。それから地域福祉基金につきまして4,138万2,000円になっております。これが2

億円を売却いたしております。それから、その下の森林整備担い手対策基金、1,855万9,000円につきましては、国債3億円を売却しております。それから、下から2番目の振興基金、8,203万3,000円収入しております。これにつきましては、国債6億円を売却いたしております。今回、満期まで持つておくよりか、収益があるということがわかりましたので基金管理委員会を開きまして、売却するという事で大きな補正となっておりますのでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

16款2項1目不動産売払収入、補正額2,101万6,000千円。土地建物売払収入でございます。内容につきましては、旧千足保育所の売り払い分、エフコープに対しまして売却をいたしております。これが2,000万円。それから法定外公共物の売却分101万6,000円。この2件分の売却収入でございます。

続きまして、23ページ17款1項2目指定寄附金、補正額1億円。内容につきましては、ふるさと・うきはまごころ寄附金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

18款1項1目特別会計繰入金、補正額154万1,000円。後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金でございます。

続きまして25ページ。

18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額1億350万円の減でございます。内訳につきましては、今回一般財源等増えましたので、財政調整基金を1億2,000万円減額いたしております。そして山村地域振興基金から800万円、ふるさと創生基金から850万円の繰り入れを行うところでございます。

次のページをお願いいたします。

19款1項1目繰越金、補正額6億7,761万5,000円。前年度繰越金確定に伴う繰越金でございます。

続きまして27ページ、20款5項1目雑入、補正額549万6,000円の減額でございます。スポーツ振興くじ助成金の減額でございます。これにつきましては、スポーツアイランドのテニスコートを改修するにあたってTOTOのスポーツ振興くじに申請いたしておりました。申請当初の申請額が2,747万5,000円予定しておりましたけれども、採択を受けましたけれども満額ではございませんでした。549万6,000円分減額されましたのでその分の補正でございます。

次のページをお願いいたします。28ページ。

21款1項1目総務債、補正額2,080万円。内容につきましては、合併特例事業債で

ございます。庁舎のLED化の伴う起債でございます。

3目土木災1億5,400万円でございます。内容につきましては、辺地対策事業債が2,450万円。合併特例事業債、一般道路新設改良事業等1億1,380万円。防災対策事業債が1,570万円でございます。

4目消防債、補正額が2,330万円でございます。内容につきましては、緊急防災・減災事業債でございます。消防ポンプ自動車分が1,950万円。それから防災情報システムが380万円でございます。

続きまして、5目教育債、530万円の増額でございます。これにつきましては、合併特例事業債が増額いたしております。先ほど申し上げました、スポーツ振興くじが減額されました分を合併特例債でかわりに充当するというで計上いたしております。

続きまして、6目臨時財政対策債、4,775万4,000円の減でございます。これは本年度の臨時財政対策債の確定による補正でございます。

7目民生債、補正額が1,280万円でございます。内容につきましては、合併特例事業債として保育所施設整備事業、千年保育園のトイレの改修工事費関係でございます。

8目災害復旧債、2,380万円の増額でございます。内容につきましては、公共土木施設災害復旧事業債ということで本年度の大雨による災害分、1,480万円。それから、百年公園の大雨によるがけ崩れ分が900万円でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 企画財政課長に確認で、私の間違いかもしれませんが前置きして28ページの市債のところを見て頂きたいのですが、最後に説明があったところです。それでななめ読みに計算してみたんですけども、市債の合計が1億9,224万6,000円ですね。歳出の分を全部足すとこの臨時財政対策債の4,775万4,000円、この部分が歳出の財源補正的なものは出てこんどでしょう。歳出を全部足すと2億4,000万ちょうどになるんですよ。4700万を差し引かない金額。これはどう考えればいいですかね。私の勘違いかもしれませんが、はっきりその分だけ計算したら。となりますが、ちょっと間違いかもしれません。それを1点、委員会の方でもいいんですけど、全体に関わるからですね。確認したいのが1点でございます。後は、また委員会でお尋ねします。

私が言っていること、課長は分かりますか。（「ちょっと分かりません」と呼ぶ者あり）もう1回いきますけどね、28ページの補正額1から8目までありますね。これを合計したら1億9,224万6,000円になるじゃないですか。これで臨時財政対策債だけは4,7

75万4,000円の減になってますよね。これを、歳出の方にたつてずっと全部を足すと2億4,000万、4,700万を引かない金額にぴしゃっとなるんですよ。おわかりでしょうかね。質問しよる方がちょっとおかしなつとるとかな。今答えいりません。委員会でいいですから確認させてください。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 常任委員会のほうでお答えさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 21ページですけれども、財産収入ということで、説明がありました。この収入というのが2億円売却とか3億円売却とか言われましたですね。合わせますと、13億になるかな、売却したのが。

普通ですと、売却されて買い替えといますかね、そういったことをしますけれども、売却した後はどういうふうになっているの。買い替えされているんですかね。そこらへんをお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 今回、証券会社の方から来られまして、市が持っております国債関係、多くが20年国債で購入した——他にもあるんですけれども。それが非常価格が非常に良い状態だという情報がありまして大体利率が1.7から2ぐらいの利率でございます。それを売却した場合に、今まで持っているよりか、いいということの情報がありましたので13億売却いたしまして、合せてその買い替えとして20年国債を購入をいたしております。今の利率は0.283ぐらいに、がたつと下がりますけれども、一応、手持ち分と合わせまして新たに売却した分合わせまして、手持ちで持つておく部分10億ぐらい現金確保しておかなくちゃいけませんので、その差を確保しながら買い替えを行ったところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ちょうど20年国債が良かったということで売却して払い替えするということですが、ややもするとこの収入がその売却で補っていきますと、国債が減っていきますのでいわゆる積立というか、市の財産が減ることになりますので、後の買い替えが要するに13億ぐらい売ってどのくらいぐらい国債を買うかということですね。

そこら辺のところ、ある程度その分が買い替えなくても買い替え予定であつてですね、ある程度の国債をもっていないと後の運営が大変じゃないかなと。結局は赤字経営ということに一般的にはこうなつてきますからですね。

13億売って何億ぐらい買ったのかですね、そこらへんをお尋ねしたところです。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 現在うきは市の基金が27年度末で115億4,738万1,000円ございます。債券関係運用ということで、そのうち101億7,000万円ほど国債、あるいは地方債そういったもので運用いたしております。今回も、13億円売却いたしましたけれども、合わせまして16億円新たな国債を購入、あるいは地方債を購入したところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで13款諸支出金、14款予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第63号の質疑を終わります。

日程第17. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています、議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の委員会付託表のとおり付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これで散会します。

連絡いたします。あしたは、常任委員会終了後、本会議を開きます。会議時間は15時を予定いたしておりますのでよろしく願いいたします。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れ様でした。

午後4時42分閉会

平成28年 第3回(臨時)うきは市議会会議録(第2日)

平成28年8月10日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成28年8月10日 午前9時00分開会

日程第1 議案第63号 平成28年度うきは市一般会計補正予算(第2号)

日程第2 議案第72号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定
について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第63号 平成28年度うきは市一般会計補正予算(第2号)

日程第2 議案第72号 うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定
について

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懐 洋一君 記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君 副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君 市長公室長 …………… 石井 好貴君
総務課長 …………… 楠原 康成君 会計管理者 …………… 田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 …………… 瀧内 教道君
企画財政課 …………… 金子 好治君 税務課長 …………… 宇野 弘君
徴収対策室 …………… 段野 弘美君
市民生活課長兼人権・同和対策室長 …………… 安元 正徳君
生涯学習課 …………… 瀧内 英敏君 保健課長 …………… 増岡 寿君
福祉事務所長 …………… 秦 克之君 住環境建設課長 …………… 江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長 …………… 田籠 正規君
水資源対策室長 …………… 高木新一郎君 浮羽市民課長 …………… 山田 昭紀君
自動車学校長 …………… 今村 一郎君 総務法制係長 …………… 大石 恵二君
財政係長 …………… 高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○議長（櫛川 正男君） 開会前でございますが、内藤学校教育課長が所用のため、欠席をいたしております。お知らせしておきます。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1. 議案第63号

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案第63号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。

審査の経過及び結果について、総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） ただいま議題となりました、補正予算の付託にかかる報告を申し上げたいと思います。

その前に、会期がきのうきょう2日間という時間の限定がありましたので、きのうは夕方本会議終りまして、5時から夜遅くまで執行部のみなさんに就業時間外でございましたけども、いろいろ御配慮頂きましたことをまずもってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは議案第63号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第2号）の所管に関する事項につきましては、総務産業常任委員会に付託されましたので、議案の審査結果を御報告申し上げたいと存じます。

委員会では、石井市長公室長をはじめ、所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の主旨とその根拠、内容及び収入金額等の係数を精査し、歳出にあたっては、具体的な執行計画と積算基礎及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

今回の補正は、このたびの市長再選により、今年度当初の骨格予算を本予算に編成するとともに、前年度の決算による繰越金等の処理と合わせて調整を行い、提出されたものでございます。

まず、補正の総務費では、庁舎管理費の営繕工事費として、本庁舎及び西別館ほかの照明をLEDに交換する工事について審査を行いました。電気の省力化と照明技術の進展等により異論はなく、ただ、浮羽庁舎の工事について質疑がありましたが、今年度は、本庁舎、東棟、西別館の計画であるとの説明により議了といたしたところであります。

また、地域活性化推進費の個性あるまちづくり事業費補助金については、申請者が増加している実情を踏まえまして、4月から要綱を変更し、補助限度額及び補助率ともに引き上げを行っていることについて説明を求め、地域おこしなど町づくりを支援する当委員会として、地域創生に向けた具体的な議論が展開されたところであります。

次に農林業費では、まず交付金額が2億2,800万円とする強い農業づくり交付金について、TPP対策としてJAにじにおける生産販売高が、柿に次いでトマトが同等に頭角を現している現状等を踏まえ、うきは農業の産地化振興により高価格を見込めるものであることなどから、このたびうきは市に進出したエフコープのミニトマト、レインボーファームのト

マト栽培等を含め、産地化振興に向けたトマト栽培の施設、技術及び販路拡大等に議論が集中しました。また、農業費では増えつづけるカラスの駆除対策、捕獲わなのほか、山村地域振興補助金800万円が計上された妹川の緑茶製造部会の施設整備について議論が集中したところであります。

次に林業費では、荒廃森林再生整備委託料1,200万円について審査し、本事業は荒廃林整備に要する作業路——これは妹川合瀬耳納トンネル上付近ですけれども、1,700メートルを造成するものでございまして、森林組合ではなく一般土木業者に委託するなどの事業内容を確認したところであります。

商工費では、観光費の地方創生推進交付金を活用した総合観光プロモーション事業委託料700万円とする事業内容の説明を求め、うきは市観光協会補助金500万円の減額は、うきは市との一体的な共同事業化を図り、200万円を活用するレンタサイクルについて具体的な内容について審査を行いました。今後は、観光事業の展開は、市と協会がより一体となって取り組み、事業効果を図る必要があるとの認識で一致いたしました。

また公園費では、百年公園の老朽化したプール施設の改修——これは更衣室等の新設ほかプールの補修とその時期について議論が行われまして、特に調音の滝ともにプール使用は無料であることから、観光振興上、一定の料金を課すべき検討を要するとの意見が出されました。なお、2,730万円の予算内容は、ほかに調音の滝、そうめん流し、テラス床改修と合所ダムかわせみ公園の駐車場造成工事であり、工期は予算の可決により9月に着工を予定しています。

土木費では、災害予防に関する土木管理費495万円のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金について審議を行いました、これは県が土砂災害特別警戒区域を指定したことから新たな費目として、災害による移転に伴う補助事業の周知があり、今回の申請となったものであります。補助は、国2分の1・県4分の1・市費4分の1が措置され解体費80万2千円、建築費の助成で借り入れ利子に対し319万円、土地の購入に対し96万円までの助成がなされるものであります。

次に消防費では、出動した消防団員への新たな費用弁償の支給については、消防団員確保や活動の士気を高める有効な手段として評価されるものの、災害現場に出動した団員の確認方法などが指摘され、執行にあたっては、他自治体の例も参考に、あらゆる問題点を想定して検討し、費用対効果を図るよう求めたところであります。

災害復旧費では、今年6月18日以降に発生した土砂災害——百年公園ほか3カ所でありますが、の復旧予算額1,850万円に着手、すでに応急処置は終わっておりますが、併せて国に災害復旧補助申請を行うとして、配布された現場写真等の資料を基に具体的に審査を

行いました。本件につき、支出に関する国県補助の割合について質疑があり、工事費のうち国県補助対象は、500万円程度の見込みであり、それに応じた国県支出金を見込んでいるという説明を受けたところであります。

歳入につきまして、地方交付税について質疑が行われました。企画財政課のほうで分析した結果の報告も受けております。合併から10年で地方交付税の算定替え、交付税の算定が高いほうで交付されておりましたけれども、これが10年を超えると5年間で徐々に少なくなりまして5年後によってうきは市1本の交付税算定になるという制度でございます。

それから御承知のとおり、国勢調査5年間隔で行われます。それでいよいようきは市も3万の人口を割りまして、2万9,540名というこれが基本になりまして基準財政需要額と収入額の差額によって交付税の措置がなされます。そういうことございまして、今のところの試算によりますと、約1億6,000万ほどの減収となるということが報告されているところでございます。

また、収入においては本会議で説明もございましたけれども、保有している財政調整基金をはじめ、市が保有する基金の運用についての質疑もなされたところでありまして、今回は大口の関係の20年ものの国債を満期まで迎えての利子が得なのか、今、売ったほうが得なのかといういろんな情報の元に13億円の売却をしております。これは、副市長を委員長とした委員会で専門的に審査がなされた結果でございますけれども、今後の動向として今まで国債が基本でありましたけれども、今、東京なり横浜なり、大都市の地方債を引き受けるというスタイルに変わりつつあるような説明も受けているところでございます。

以上、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決したところでございます。

以上報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで総務産業委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻り下さい。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託してあります。

審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただ今議題となりました、議案第63号平成28年

度うきは市一般会計補正予算（第2号）の厚生文教委員会の所管に関する部分について、当委員会に付託されておりましたので、委員会における審査の経過とその結果について報告いたします。

審査については、それぞれの担当課長、係長に出席をいただき、また昨日は遅くまで資料等作成を依頼しましたことを御礼申し上げます。詳しく説明を受けました。

補正予算それぞれ、款・項・目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の窓口受付整理券機借上料については、市民が戸籍あるいは住民票等を取りに来られた際に、整理券を用いることで順番を明確にし、窓口でのトラブル防止や、サービスの向上を図ることを目的に導入するものであります。価格は1台160万円ということで、5年間のリース契約でその後は下取りを考えているとのことでした。

3款1項3目老人福祉費については、シルバー人材センター関連予算で、運営費については、県からの補助金が10年間の時限措置を終了し、これまで受けていた230万円のうち、100万円を減額した130万円を、市が新たに負担するものです。委員からは、以前から分かっていたにも関わらず、これまで自主財源確保に取り組んで来なかったのは、組織の体質にも問題があったのではないのかとの意見もありました。

同じ節の地域就業機会創出・拡大事業については、剪定で発生する枝葉や荒廃竹林等を破碎して、チップ化あるいは九州大学から提供を受けるHT菌などで堆肥化して販売する事業として、国から採択を受け、補助率2分の1を国が、残りを市の負担ということで、今年度の市負担額が284万円とのことあります。委員会としては、国からの補助金が措置されるのは最大3カ年であることから、その後の事業展開ならびに将来性等について、不明な点が多く、追加資料を提供してもらい、重点的に質疑を行いました。委員からは、販売先の確保、ノウハウ、原料の確保についての意見が多く、販売先の確保には、行政は勿論のこと、JAや森林組合と連携しながら取り組んでいくとのこと、ノウハウについては、九州大学や先進地である篠栗町のシルバー人材センター、市の関係機関、ブランド推進課や、農林振興課、保健課とも協力して取り組みたいと説明を受けました。原料の確保については、一般市民からの受け入れも、量の確保の観点及び公共的な側面からも必要でないかとの意見もありました。

事業の収支計画については、見込みが甘いのではないかとの意見が大勢ではありますが、この事業の本旨として、耕作放棄地対策は勿論、高齢者の雇用や生きがいがづくり、大きく捉えれば地球温暖化対策にも通じるものだと思います。

3款1項4目社会福祉施設費については、総合福祉センターの外壁及び耐震工事が主なもので、昭和54年建設された同施設は、老朽化により雨漏りやタイルのひび割れが数多く発

生し、地域防災の拠点であることを考えると早急な対応が必要と思われます。

次に8目介護保険対策費について、市内の1法人に介護ロボットを導入するための補助金で、全額国庫負担金で賄われます。

次に、10目臨時給付金事業費については、国が進める社会保障・税一体改革の一環として実施している所得の少ない65歳以上の高齢者への簡素な給付措置で、1人当たり3,000円、およそ8,000人を見込んでおり、障害及び遺族年金受給者には、加算として1人当たり30,000円を支給するとし、事業費の全額を国が負担するとのことであります。委員からは、支給漏れを出来るだけ少なくするよう広報周知の徹底を申し入れました。

次に、4款2項2目塵芥処理費については、中島畑のガレキ置き場に、吉井地区の道路愛護で回収した汚泥の一部を処理する費用として870万5,000円、1立方メートル当たり8,640円となっております。一般的に産業廃棄物である汚泥は、処理費用が高いとのことですが、現地で石灰を混ぜ、固まったら異物を除去し、港湾等の埋め立てに利用するとのことでありました。委員からは、きちんと業者が決められた量を処理したか搬出トラックの台数などチェックすべきではないかとの意見が出ました。

議案63号中の3款1項3目老人福祉費については、委員会として付帯意見として次の項目を申し上げます。

一つ、4年目以降も継続して事業ができるように事業者には、しっかりと経営計画を立てて取り組むよう指導すること。

二つ、関係団体等と連携しながら、将来的には事業拡大をにらみ、一般市民からの間伐材等の受け入れも検討するよう申し入れること。

以上の2点でございます。

いずれについても慎重審査の結果、全会一致可決することといたしました。

以上厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 岩淵委員長に申し訳ないんですけど、ちょっと気になるのが――例の附帯的な項目を述べて、これは非常にありがたいことだと思っています。

ただ、本会議でも申し上げたとおりですね、全体像がほとんど見えないまま、こんな時間の中での今日の結論ですからですね、非常に大変だったというふうに思います。

ただ、このシルバー人材センターの事業として、それから雇用拡大、趣旨目的については非常に望ましい事業ということは賛同するものであります。

ただ条件を付されたようにですね、よほど4年後の経営を見据えて継続性をしっかり踏ま

えてやらないと、きのう審議しても保健課長には失礼でありますけども、ほとんどよく内容がわからないまま、ここまで予算のほうが先に出てきたという感じを受けていますからね。

まず一つお願いなのが、市長からも答弁いただきました。横串を入れると言いながら実際は誰も知らないという事実もあるようでございますので、関係団体からの支援、協議、またいろんな経営的な支援も受けるという条件も付されておりましたが、やはりまずはうきは市の内部でですね、これ本質的に農林課の業務の内容だと思うんですよね。シルバー人材は保健課が所管じゃありますけど。それと協力隊の方の専門的な知識とか、加えて経営的なものをですね、市がまずしっかりこの予算を通すと仮定してやっていかないと、その条件の中に明確に訴えておかないと、もう3年が過ぎたらみんな忘れていると思いますんで、ここは出発点にあたってですね、お願いしたいと思います。と同時に、きのう現場を見てきたらと思うんですが、現場の説明を一ついただけませんか。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 今、江藤議員から頂いた御意見については、そのとおりだと思います。第1点目の市がしっかり横串を通して全体と連携する。これは、私どもも2番目で申し上げた関連団体と連携しながらというのは、別に外の関連団体、中ももちろん横串等の関係もあるだろうと、そのへんも十分意見を委員会として交わしました。

ただ、そこの今回の事業の主旨が、やはりリサイクルチップ事業を展開しながら、シルバー人材センターの経営を安定化させるという一つの方向にもあるだろうというふうに理解しました。そういう意味では、事業が目的を十分理解した上でそこをどう達成するかということについては、十分に主体であるシルバー人材センターが今後も努力していくということを附帯決議として述べさせて頂いたということでもあります。

それから2点目に、現場の状況について、本日9時過ぎに現地に向かいまして、中島畑の方を確認いたしました。まだ当然ながら、雑木というんですかね、ありますけども、基本的には水害とかそういう事がないと、高台でありますので。池内リサイクルのすぐ近くということで確認はしました。

それから、5月に試験をされたチップのできた状態、それから散在するチップそのもの、それから堆肥という二つを確認はさせていただきました。そういう意味では、今回、破砕機を具体的に請け負った所に持ち来んで、その場で破砕してそして持ってくるというような事も含めて、流れを資料でいただきました。

それから、篠栗で行っている事業の内容についても写真で確認しています。資料は関連もありますので、必要であれば皆さんのところにきちんとお配りしたいと思います。

慎重な審議をしたというつもりでございます。そういう意味では、可とするということを御理解頂ければというふうに思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで厚生文教委員長の質疑を終わります。

委員長、自席へお戻り下さい。

これより議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第72号

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案第72号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、厚生文教常任委員会に付託をしていました。

審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただ今、議題となりました、議案72号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてでございますが、その審査を当委員会に付託されておりましたので審査の過程とその結果を報告いたします。

注連原住宅は、江戸期に建てられたカヤぶき家屋の建築物として、国の保存指定を受けた公開施設を、指定管理者として、地元在住の方を含め8人による「注連原村づくり会」に委託するとのことについて、教育長を始め、担当課長、係長の出席を求め、説明を受けました。

平成28年5月23日から6月13日まで22日間の応募期間を設け、正規の手続きによって選定を行ったこと、審査にあたり項目・内容の基準に合格して管理者選定を行ったことをまずは確認しました。

更に、議案質疑で出された、地域活性化と委託管理者の経営計画や方針及び、宿泊費用に関する条例との関連、公開施設としての公開方法等について、慎重に審査いたしました。

委員会として、今回提案のあった「注連原村づくり会」が保存と活用を十分に認識された上で、文化財の公開施設としてきちんと管理活用していただきたいと思いますを申し入れ、全会一致で可決致しました。

以上、審査の結果について報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず宿泊料金、利用料金でありますけどね。

これは、ことしの第1回定例会で条例が制定されてるわけであります。

この条例の中で、第10条ですけど、別表に定める料金ということで、宿泊については6,740円ですか。これが決められてあるわけです。

ところが、先だっの説明では、1泊1万5,000円あるいは2万円ということでありましてね。何か別料金で算定するようなことでもありますけれどもね、条例の第13条第2項に、利用料金の額は別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める事とするという規定があります。この規定に違反することになりますけれども、この点については、厚生文教委員会ではどの様に解釈されてあるのか。

これは、勝手にやっでいいということになりますとね、一般指定管理制度を設けてありますけどね、それらの施設で指定管理が勝手にこれ以外の料金を徴収するおそれがある、こういう事態が起こらないとも限りませんが、これに対する見解をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 今、13番議員からいただいた、料金の設定。要は、宿泊費をいくらと事業計画の中ですのかということも、審議の中身としてありました。

条例上は6,720円ということになっております。したがって、条例にはたしか利用料と書いてあったと思うんですけども、6,720円はそのままあります。そのほか寝具の利用料ですね、リネン代というんですかね、そういったもの。

それから、それ以外はサービス料というんですかね。付加価値、注連原住宅の文化財施設を利用する価値をサービス料ということで、それを設定して1万5,000円から2万円という宿泊の案内です。

条例との関連では、さっき言いましたように6,720円という金額はそのまま当然残りますけれども、それ以外の文化財保護の施設を利用する、その時の寝具とかサービスの料金ということで1万5,000円から2万円、協定の中でどういうふうに着られるか、金額

が設定されるか、幅ありますけれども、そういったことで設定されると回答いただいております。

したがいまして、6, 720円そのものが変わらない、守るということでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） 確かに、条例では利用料金になってありますけれどもですね、他の施設でもそうなんですよ。

例えば、つづら山荘においても、じゃあそのように利用料金を守ってさえおれば他に追加料金をとっていいという解釈ですか。

○議長（櫛川 正男君） 厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それは、条例でうたわれる料金というのは、差異料金ですから、指定管理の契約の中にきちんと協定書の中にうたわれていけば、その料金を守ると同時にどういうふうな基準で何か設定していくということは、市と管理委託先との関係で決めていくべき筋合いのものであるのではないかというふうに私は思います。そういう理解で審議させていただきました。

○議長（櫛川 正男君） 他に質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 私も本会議の中でいろいろ質問させていただきましたからこの宿泊料のお金のことはさておきましてですね、多分、今のインバウンド、それから国民の観光に向ける視点からするとこの施設は、非常にステータス的に高い人たちがお見えになるであろうという気がします。

料金の6, 720円の関係じゃなくして。1万5, 000円、2万円という話も出てきておりますが。だから、これが永続するためにはですね、やはり質的なものをいかに確保するかだと私は思っています。じゃないと、安売りするような事では短期で終わっていくんじゃないかというふうに思います。同時に、申し上げましたとおり、イビザの尾花さんの関心が相当方々からですね、口コミだと思うんですけども。それなりの思いを持った方々が来訪されているというふうに認識をしています。その関係で結びつけると、非常にアーティストの関係とかいろいろありますからですね。そのへんの品位も含めてやはり内容をしっかりしていかないと、たんなるもので当然ありませんけども、委員長も同じ考えだと思いますのでそのへんだということをしっかり意識してから事業をやらせていかないと、ややもすると短期に終わっていくんじゃないかという気がしますので、それについてのお考えがありましたら確認して終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 今回の審査にあたり、改めて昨日、資料の提出を求

めました。それは、受託する「注連原村づくり会」へのところに考え方、計画、それからたしかワークショップの話だとかというのはありました。その一つ一つについて、どういった考え方があるのかということをしている伺いました。経営計画については、一応3年計画の中で初年度2年度まで確か赤字の金額で計上されております。3年でトータルして何十万かの利益が出るような計算になっています。

したがって、今の事業を立ち上げるにあたって、注連原村づくり会のほうが、当面一例えば対外的に案内するホームページの立ち上げについても、他のところを参考にしながらということもありますけれども、自分たちの経営理念もう少し固めてきっちりしたものをつくりたいということをおっしゃってまして、中途半端にそのイメージが悪くなるようではないきちんとしたものを作りたいということをおっしゃっているようでした。

それから、昨日の質疑の中でも、夕食についてあったと思いますけども、これは夕食はつかない、いわゆる泊りと朝食のみという料金であります。そういう意味では、夕食は近くのところで食事をしていただくというような運用方法になるということです。その事も含めて、これからの経営方針について基本はノウハウをどう積み上げていくかということだろうというふうに思っております。そこは尾花さんという人との関係の信頼もあります。したがって、性急に計算をもっと利益が上げるようにということを一方的に言うことだけではなくて、きちんと、地元の利益にどうかなっているかということも、今後も継続してみたいかないといけないうらなと理解をしたところであります。

そういう意味では、委員会全体としてもまだまだ十分でないところもあるかもしれませんが、今回の委託については、可とするということをお理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**榎川 正男君**） 7番、江藤議員。

○議員（**7番 江藤 芳光君**） この件について、きのうから議論しましたですね。委員会のほうもきのうときょうしっかりやって頂いたということは評価したいと思います。あと資料もいただきました。6月ぐらいに計画書も配布いただきましたからですね。

ただ、尾花さんという方を、親しく話したことありませんけど、私たちがどうこう言うよりもかなり高い次元で考えておると思っておりますので、もう私たちがどうこう言う次元の話ではないかもしれません。

ただ、これを可決した後にはですね、しっかりそのへんを話し合うということをお委員長からですね、所管のほう執行部のほうにですね、ちゃんとそのへんを確約いただきたいなど。じゃないと可決したが、それでぷつんと切れるじゃなくて、そのへんが一番フォローが大事と思っておりますから、よろしくお願ひしときます。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 今、いただいたご意見については、そのとおりというふうに思います。引き続きこのへんについては、所管事務としてきちんと確認していきたいというふうに思います。

協定書の中身についても、必要に応じて確認だけはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻り下さい。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

○議長（榑川 正男君） 以上で、すべての議案の審議が終了しました。

ここで、市長から挨拶の申し出がありますのでこれを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 榑川議長の許可をいただきましたので、第3回うきは市議会臨時議会の閉会にあたり一言、御挨拶を申し上げます。

昨日から臨時議会を招集しましたところ、お忙しい中に御出席をいただいて御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案ご議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見・御提言につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営にあたり、心して努めたいと存じます。

議員各位におかれましても、今後とも健康には十分御留意いただきまして、市政発展のためにご活躍いただきますよう、お願いを申し上げますとともに、皆様の御支援、御協力を切にお願いいたしまして、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。そして御苦労さまでした。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。

9月定例会の開会日は、9月2日金曜日開会予定としていますので、報告しておきます。

これをもちまして、平成28年第3回うきは市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

○議会事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員